

うきは市告示第6号

平成31年第1回うきは市議会定例会を次のとおり招集する

平成31年2月20日

うきは市長 高木 典雄

記

1 期 日 平成31年3月1日（金）午前9時

2 場 所 うきは市議会議場

○開会日に応招した議員

佐藤 茂和君

組坂 公明君

佐藤 裕宣君

野鶴 修君

竹永 茂美君

岩淵 和明君

鑑水 英一君

熊懷 和明君

中野 義信君

佐藤 湛陽君

上野 恭子君

伊藤 善康君

江藤 芳光君

櫛川 正男君

○3月4日に応招した議員

○3月5日に応招した議員

○3月20日に応招した議員

○応招しなかった議員

平成31年 第1回(定例)うきは市議会会議録(第1日)

平成31年3月1日(金曜日)

議事日程(第1号)

平成31年3月1日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 議案上程(議案第1号から議案第42号まで42件、陳情第1号1件)
- 日程第5 市長の施政方針について
- 日程第6 市長の提案理由説明
- 日程第7 委員会調査報告(総務産業常任委員会・厚生文教常任委員会・議会運営委員会)
- 日程第8 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて(平成30年度うきは市一般会計補正予算(第6号))
- 日程第9 議案第3号 平成30年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第10 議案第4号 平成30年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第11 議案第5号 平成30年度うきは市下水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第12 議案第15号 教育委員会委員の任命について
- 日程第13 議案第20号 福岡縣市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡縣市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 日程第14 議案第21号 浮羽老人ホーム組合の情報公開・個人情報保護審議会に関する事務の委託の廃止について
- 日程第15 議案第26号 うきは市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第27号 うきは市少人数指導特別教員条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第28号 うきは市立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第31号 うきは市火葬場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第32号 うきは市使用料条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第33号 うきは市立自動車学校教習料等に関する条例の一部を改正する条例の

制定について

- 日程第21 予算特別委員会の設置について
- 日程第22 予算特別委員会への議案審査付託
- 日程第23 陳情の委員会付託（陳情文書表）

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 議案上程（議案第1号から議案第42号まで42件、陳情第1号1件）
- 日程第5 市長の施政方針について
- 日程第6 市長の提案理由説明
- 日程第7 委員会調査報告（総務産業常任委員会・厚生文教常任委員会・議会運営委員会）
- 日程第8 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度うきは市一般会計補正予算（第6号））
- 日程第9 議案第3号 平成30年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第4号 平成30年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第5号 平成30年度うきは市下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第15号 教育委員会委員の任命について
- 日程第13 議案第20号 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 日程第14 議案第21号 浮羽老人ホーム組合の情報公開・個人情報保護審議会に関する事務の委託の廃止について
- 日程第15 議案第26号 うきは市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第27号 うきは市少人数指導特別教員条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第28号 うきは市立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第31号 うきは市火葬場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第32号 うきは市使用料条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第33号 うきは市立自動車学校教習料等に関する条例の一部を改正する条例の

制定について

日程第21 予算特別委員会の設置について

日程第22 予算特別委員会への議案審査付託

日程第23 陳情の委員会付託（陳情文書表）

出席議員（14名）

1番 佐藤 茂和君	2番 組坂 公明君
3番 佐藤 裕宣君	4番 野鶴 修君
5番 竹永 茂美君	6番 岩淵 和明君
7番 鎌水 英一君	8番 熊懐 和明君
9番 中野 義信君	10番 佐藤 湛陽君
11番 上野 恭子君	12番 伊藤 善康君
13番 江藤 芳光君	14番 櫛川 正男君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局 長 石井 良忠君	記録係長 浦 聖子君
記録係 伊藤 諒平君	

説明のため出席した者の職氏名

市長	高木 典雄君	副市長	今村 一朗君
教育長	麻生 秀喜君	市長公室長	楠原 康成君
総務課長	田箆 正規君	監査委員事務局長	樋口 秀吉君
会計管理者	田尻栄三郎君		
市民協働推進課長兼男女共同参画推進室長			瀧内 教道君
企画財政課長	中野昭一郎君	税務課長	山崎 秀幸君
徴収対策室長	白石 孝博君		
市民生活課長兼人権・同和対策室長			松岡 美紀君
保健課長	原 廣正君	福祉事務所長	梶原 康宏君

住環境建設課長	江島 高治君	水資源対策室長	瀧内 英敏君
うきはブランド推進課長			樋口 一郎君
農林振興課長兼農業委員会事務局長			松尾 正和君
浮羽市民課長	園田 隆彦君	学校教育課長	権藤 精二君
生涯学習課長	井上 理恵君	自動車学校長	高木 慎君
総務法制係長	宮崎 哲工君	財政係長	江藤 良隆君

午前9時00分開会

○事務局長（石井 良忠君） 起立、礼。着席。

○議長（櫛川 正男君） 改めまして、おはようございます。

ただいまから平成31年第1回うきは市議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（櫛川 正男君） 日程第1、会議録署名議員に11番、上野恭子議員、12番、伊藤善康議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（櫛川 正男君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日3月1日から3月20日までの20日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日3月1日から3月20日までの20日間と決定いたしました。

日程第3. 諸報告

○議長（櫛川 正男君） 日程第3、諸報告を行います。

議長より諸般の報告をします。

お手元に配付をしております諸般の報告文書をごらんください。

12月18日、うきは久留米環境施設組合議会が開催されております。

以下、各会議等が開催されていますので、報告をしておきます。

なお、それぞれの資料を議員控室にて閲覧に供しますのでごらんください。

以上、諸般の報告を終わります。

次に、市長より行政報告がありましたら、これを許します。高木市長。

○市長（高木 典雄君） おはようございます。議員の皆様には常日ごろより市政の運営に御理解と御協力をいただいておりますことを、まずもってお礼を申し上げます。

第1回定例会は、新年度当初予算を御審議いただく議会であります。あわせて補正予算の審議や条例の制定並びに一部改正などの各種議案についても多数上程をさせていただいております。御審議に先立ちまして、昨年12月定例会閉会后、本日までの重立った事業等について報告をさせていただきます。

12月21日、浮羽老人ホームの民営化に係る確認書を締結いたしました。議員の皆様も御承知のとおり、浮羽老人ホームは3月末をもって一部事務組合を解散し、民営化して運営を継続する運びとしております。この日は、新たな運営先である社会福祉法人ふたば会と確認書を締結し、委譲後も円滑に運営が継続できるよう、相互に意見を交わしました。

1月6日、浮羽中学校において消防出初め式を行いました。全消防団員によるパレードを、こしはうきは駅から浮羽中学校まで行い、式典においては操法展示や表彰状、感謝状などの授与を行いました。特に昨年7月に行われた第25回福岡県消防操法大会において、ポンプ車の部で見事準優勝に輝いた、うきは市消防団の快挙を改めてたたえる場となりました。議員の皆様におかれましても、年始めのお忙しい中、御出席をいただき、まことにありがとうございました。

1月13日、白壁ホールで成人式を行いました。こしは、うきは市内では男性137名、女性152名の計289名が新成人を迎えました。新たな門出を迎えた若い皆さんの晴れやかなはつらつとした姿を拝見できたことをうれしく思うとともに、何事もチャレンジ精神を持って取り組める、これからの時代に必要とされる人材になっていただくよう、そして、ふるさとうきは市に誇りと愛着を持って夢を実現していただきたいとエールを送ったところであります。

1月19日、町並み交流館商家において、久留米工業大学の学生より、吉井町の町並み再生における古民家の利活用についての研究報告が行われました。同大学と筑後信用金庫とうきは市は、昨年3者による包括連携協定を締結しており、さまざまな取り組みを行っているところであります。学生の皆さんには、この研究を通して何度もうきはに足を運んでいただき、学生ならではの視点で利活用プランを提案していただきました。

1月22日、白壁ホールにおいて、第51回福岡県茶業共進会褒章授与式並びに福岡県茶生産者大会が、平成21年以来9年ぶりにうきは市で開催されました。褒章授与式では、農林水産大臣賞などを受賞された生産者や茶業振興の功績者が表彰され、うきは市内からも2名の生産者が日本茶業機械工業会長賞、茶業功労者表彰をそれぞれ受賞しました。

1月24日、一般社団法人日本自動車連盟、いわゆるJAFの福岡支部と、企業パートナーと

しての連携に関する認定式を行いました。うきは市では総務省の関係人口創出事業の一環として、うきはを応援いただく企業をふやす取り組みを積極的に行っているところであり、本日現在、10社の企業に企業パートナーの認定をいたしております。

同じく1月24日に全国避難所ガイドという防災アプリを運営するファーストメディア株式会社と防災協定を締結いたしました。このアプリをスマートフォンなどにダウンロードすると、うきは市が県に報告する避難情報や、気象庁が発表する気象情報などが通知されることとなります。緊急時に市民の皆さんへ確実に正確な情報を提供するため、同社との協定を最大限に生かして防災体制の強化を図っていきたくと考えております。

1月25日、一般社団法人福岡県中央古民家再生協会と市内の空き家などの古民家の保全や再生を通じて、うきは市への移住定住の促進や地域活性化を目的とした包括連携協定を締結いたしました。

1月27日、白壁交流広場において火災防衛訓練を行いました。1月26日が文化財防火デーであることに伴い、白壁の町並みとして国の伝統的建造物群保存地区の選定を受けている吉井地区で開催したもので、警察、消防を初め、地域の住民の方を含めて約150名に参加をいただきました。

1月28日、福岡市内で通訳・翻訳・旅行ガイドなどを行う、みずトランスコーポレーションという団体が、オーストラリアにあるタスマニア大学の学生8名とともにうきは市を訪問されました。学生たちは日本語や日本の文化を学ぶ目的で、うきは幸輪保育園や、つづら棚田などを巡り、うきは市にとっても、子供たちの国際交流の機会や、さらには学生たちがSNSなどで、うきはの魅力を広めていただく機会となったことと思います。

1月31日、白壁ホールにおいて、JAにじとの共催で男女共同参画推進映画鑑賞会を開催いたしました。上映されたのは、女優の樹木希林さんの最後の主演作品で「あん」という映画であり、どら焼き屋であんづくりを任された元ハンセン病患者の女性の生き方を通して、どう生きることが幸せなのかといった、生きることの意味を問いかけるストーリーでありました。会場には691人の方に御参加をいただき、大変、盛況な会となりました。

2月1日、地方創生の取り組みの一環として、うきは市ふるさと名物応援宣言を行いました。これは国の中小企業地域資源活用促進法に基づき、中小企業庁が推進している事業であり、自治体が地域産業資源を活用したふるさと名物を応援することを宣言し、地域を挙げてブランド化の促進を図り、売り上げや雇用の拡大、地域経済の好循環につなげることを目的とした取り組みであります。うきは市では、うきはテロワールの恵みを生かしたふるさと名物として、1つ目がフルーツの加工品群、2つ目が観光農園を活用したサービス、3つ目が農畜産物の加工品群と筑後の酒、4つ目が耳納杉の加工品群と森林セラピーを活用したサービス、この4つを発信する

こととしております。

2月2日、うきは市民センター小ホールにおいて、吉井町出身でタレントの上杉あずささんによる野球講演会が開催されました。これは、小学生野球チーム、御幸タイガースの創部50周年記念事業として開催されたものであり、ラジオ番組「ホークス&スポーツ」などに出演中で御活躍されている上杉さんから、始球式で時速100キロの投球という大きな目標を達成した経験などを、子供たちに熱く語っていただきました。また、上杉さんは翌日3日に開催された第29回合所ダム駅伝大会にも出場され、大会を大いに盛り上げていただきました。

2月10日、浮羽中学校及びスポーツアイランドにて、第14回うきは市民ロードレースを開催いたしました。ことしは、駅伝の部には42チーム210名、小学生マラソンの部には506名の参加をいただきました。昨年より参加チーム数もふえ、選手の皆さんの熱気あふれたすばらしい大会になったと思います。

2月11日、第27回筑後吉井おひなさまめぐりのオープニングイベントが、観光会館「土蔵」において開催されました。またことしは、初節句を迎える女の子を対象とした「初めてのお雛さま大集合」と題した写真展示や、前夜祭の「夜あそび大作戦 in 白壁通り」など新たな企画も開催され、市外からも多くのお客様にお越しいただき、町歩きを楽しんでいただきました。さらにこの日は、御幸自治協議会主催の「みゆきマルシェ」や、毎年恒例である「いそのさわ蔵開き」なども同日開催され、うきは全域で大人から子供まで大いににぎわう1日となりました。

2月15日、うきは市総合福祉センターにおいて、自殺対策プロジェクト特別講演会を開催いたしました。講師に福岡県立大学教授で精神科医の小嶋秀幹先生をお招きし、自身の産業医としての経験なども踏まえ、自殺予防やメンタルヘルスに関する内容について、うきは市の自殺の実態に触れられながらお話をいただきました。自殺者の数が全国的に減少傾向にある中、残念ながらうきは市では高い数字で推移をしております。自殺に追い込まれていく命を、みんながつながりながら守っていく取り組みを引き続き進めてまいりたいと考えております。

2月18日、うきはん茶100万本達成記念式典が行われました。2010年4月に、うきはん茶振興会が発足し、同年8月より販売を開始し、道の駅などの自動販売機で取り扱っていただくことなどで積極的な販売促進を行ってまいりました。市としましても2014年4月には、「お開きは、うきはの茶で乾杯条例」を制定し、さまざまな場面でうきはのお茶の普及促進に努めてきたところであります。うきはん茶につきましては、昨年12月に出荷数が100万本を突破しました。今後も200万本、300万本を目指し、頑張ってくださいたいと思っております。

2月21日、福岡市内の天神バランカというイタリアンレストランにおいて、福岡市内の企業、団体とのマッチングを目的としたPRイベント「うきは 森とマルシェ」を開催し、同時に4社と企業パートナーの認定式を行いました。会場では、うきはのフルーツを初めとした農産物等を

楽しんでもらうとともに、森林セラピーやスイーツなどの魅力をPRし、企業においては、社員研修の場などにうきは市を活用していただけるよう呼びかけを行ったところであります。

以上、昨年12月定例会閉会後の主な行政報告とさせていただきます。

○議長（櫛川 正男君） 以上で、行政報告は終わりました。

これで、諸報告を終わります。

日程第4. 議案上程

○議長（櫛川 正男君） 日程第4、議案の上程を行います。

議案第1号から議案第42号まで42件、陳情第1号1件を上程します。

日程第5. 市長の施政方針について

○議長（櫛川 正男君） 日程第5、市長の施政方針について、市長より説明がありますので、これを受けることにいたします。高木市長。

○市長（高木 典雄君） 総務省は、有識者による自治体戦略2040構想研究会を設置して、高齢者人口が最大となる2040年ごろの自治体行政のあり方を研究いたしました。そして、その結果を昨年4月に第1次報告、7月に第2次報告として公表をしております。

日本の人口は2008年をピークに減少し、大都市を中心に高齢化が急ピッチで進行すると見られております。2040年ごろには総人口が毎年100万人近く減少し、自治体の税収や行政需要に極めて大きな影響を与えることが危惧されております。人口減少と高齢化が進行する中で、市民の暮らしと地域経済を守るために、我々地方自治体は行政上の諸課題に的確に対応し、持続可能な形で住民サービスを提供していくことが求められております。

このような大きな時代の流れを的確に捉え、身の丈に合った、うきは市の行財政運営を確実に実行していかなければなりません。同時に第2次うきは市総合計画、うきは市ルネッサンス戦略、そして、うきは市教育大綱に位置づけられた事業を着実に実行に移し、活力と魅力ある地域づくりを形成していかなければなりません。

さて、平成最後となる平成31年度は、うきは市がこれまで進めてきた大きな事業が形あるものになってまいります。

最初に、久留米・うきは工業団地の企業進出についてであります。先月12日には、福岡県庁で株式会社資生堂との立地協定締結式がありました。九州初となる資生堂の新工場建設には400億円から500億円の投資が見込まれ、IoTなどの最先端技術や最新設備を導入して2021年の開業が予定されています。本市にとっても大きな雇用の場の創出であり、既存の企業にとっては新たなビジネスの可能性が生まれる絶好の機会になることを期待しております。

うきは市域の分譲区画につきましても、企業様と最終的な調整を行っており、間もなく立地協定締結のお知らせができる予定であります。

久留米・うきは工業団地の企業進出が、若い方々の転出抑止につながり、地域のさらなる振興につながるよう努めてまいります。

次に、るり色ふるさと館のオープンであります。当初4月1日の開館を予定しておりましたが、工期延長が必須となったことから、7月の開館を予定しております。新たな生涯現役社会づくりやまちづくり、健康づくり、子育て支援の拠点施設として、市民の皆様から末永く親しまれ、幅広く利用していただく施設にしていきたいと思います。寿命が延び、人々の多くが100歳よりも長生きする時代が訪れると言われております。人生100年時代を「厄災」から「恩恵」とするためには、年齢に関係なく新しい知識やスキルを学び直せることができる環境が必要です。るり色ふるさと館は、それを担えるような施設にしていかなければなりません。次代を担う子供たちや子育て世代が生き生きと活躍できる環境づくりとともに、縮小していく社会の中で、意欲あふれる高齢者の皆さんの経験や知恵をもっと生かして、うきは市は成長していくことが必要であります。

次に、6次産業化研究開発・事業化支援センターのオープンです。農業生産者や商工業者等が地域の果物、野菜等を加工し、6次産業化を加速させるための施設であり、平成29年度補正の地方創生拠点整備交付金を活用して整備を進めております。この施設が7月ごろにはオープンする予定です。これにより、これまで傷があったり小ぶりであったりするだけで規格外として処分されてきた農産物の有効活用を進めます。新たな特産品の開発や地域産品の高付加価値化を図り、収益性の向上と本市の農業のさらなる活性化を進めます。運営に当たっては、本市と包括連携協定を締結する中村学園大学や民間事業者と連携を図り、食品加工の技術支援を受けることで、利用価値の高い施設を目指します。

るり色ふるさと館の完成後は、現在、西別館にある福岡県介護保険広域連合うきは・大刀洗支部をるり色ふるさと館内に移動します。その上で現生涯学習センター内にある市教育センターと学校教育課を西別館に移動します。機構改革は伴いませんが、母子保健・児童福祉・学校教育を西別館に集約することで、乳幼児期から青少年期まで一貫した支援体制の強化を図ります。また、平成31年10月には、保健課内に子育て世代包括支援センターを設置します。全ての妊産婦の状況を継続的に把握し、必要な支援を切れ目なく提供します。子育て世代が安心して子供を産み育てることのできる環境づくりを推進します。

平成29年度より小学校再編に取り組んでおります。昨年3月末に閉校した姫治小学校に続きまして、今月末で妹川小学校を閉校させていただきます。明治12年の開校から140年間の歴史に幕を閉じ、御幸小学校に統合することになります。小・中学校統合支援事業の指定を受け、平成31年度から3カ年は統合先の御幸小学校に教員1名が加配されます。転校を余儀なくされ

た児童が、よりよい学校生活を過ごすことができるよう支援を継続します。また、妹川小学校跡地の利用及び地域の振興策についても、うきは市遊休施設等の活用に係るマッチング事業を活用して検討を進めます。

本市の平成31年度の一般会計当初予算総額は151億6,248万3,000円。平成30年度と比較しますと12億6,128万2,000円、7.7%の減額になっております。平成30年度予算が、仮称新生涯学習センターの整備に約11億3,000万円を計上するなど、過去最大の予算規模となっていたことが大きな要因であります。また、御幸小学校の大規模改修工事や小学校空調設備設置工事、保育所等整備事業費補助金、さらには7月の豪雨災害復旧工事など、翌年度への繰り越しが約7億5,000万円見込まれていることから、極力投資的経費の抑制に努め、予算規模の縮小を図ったものになっております。

一方で、まち・ひと・しごと創生総合戦略の最終年度となる平成31年度も、地方創生推進交付金を最大限活用して、諸課題に積極的にチャレンジしてまいります。同交付金を活用した事業の予算規模は、総額約2億7,200万円を計上しております。かつての日本の原風景が残るうきは市の新しい価値観は、うきは市の日常の中に存在していると思います。知恵と工夫を凝らして、他の地域とは一味も二味も違う存在感のあるうきはブランドを構築してまいります。

それでは、予算の内容について、予算編成方針に示した重点課題に沿って、取り組みの一部を紹介させていただきます。

重点課題の1つ目は、遊休施設等や町並み環境を生かした定住促進対策になります。引き続き空き家リフォーム補助金、空き店舗等活用支援事業補助をPRして定住促進対策を推進します。また、地方創生推進交付金を活用して、町並み再生コーディネーター事業と遊休施設等マッチング事業を平成30年度に引き続き実施をします。町並み再生コーディネーター事業では、外部専門家に協力をお願いして、伝統的建造物群保存地区などの空き家を再生して地域の活性化を進めます。遊休施設等マッチング事業では、地方勤務や地方における事業展開を検討している都市部の企業などと、うきは市の遊休施設等とのマッチングを行います。地域住民の意向を尊重して、小学校跡地などの有効活用を進めていきます。

次に、新学習指導要領等に対応した教育施策の推進であります。小学校、中学校におけるタブレットを使ったICT教育を推進します。県下でもトップクラスの教育環境を活用して、今後も子供たち一人一人の能力や特性に応じた学びと、子供たち同士が教え合い学び合う協働的な学びを積極的に推進していきます。また、平成30年度から始めました日本人ALTの小学校派遣については、小学校教員との指導方法等に関する深いコミュニケーションを可能にする、あるいは、教員の疑問や要求に対してダイレクトな対応が可能になるといった効果が見られます。これを継続して教員の指導力の向上を図ります。さらに、平成31年度は外国語指導助手——ALTを

8月から1名増員するほか、家庭学習啓発のためのパンフレットを作成して学力向上の取り組みを進めます。

次に、歴史的資源の掘り起こしと包括的活用です。地方創生推進交付金を活用して、歴史的資源関連施設整備事業を進めていきます。4基の壁画系装飾古墳が集中して分布する全国唯一の屋形古墳群を観光拠点化するものであります。平成31年度は、多目的スペースや散策路の整備を行います。同じく地方創生推進交付金を活用して、「うきは」まるごとサテライトワーク推進事業を進めます。文化財施設として公開している鏡田屋敷をコワーキングスペース化するものであります。平成31年度は東京都市圏の企業などに積極的に働きかけ、お試し勤務の実施を推進していきます。

次に、子育て世代が安心して生活できる取り組みの強化であります。さきに説明しましたとおり、ことし10月から子育て世代包括支援センターを開設します。また、教育センターには新たに教育相談員を配置します。心に問題を抱えている児童・生徒、あるいは特別な支援を要する児童・生徒に対しての教育相談や適応指導並びに子育て支援活動に取り組みます。また、平成30年度は県内でも実施がまれである、新生児聴覚検査やロタウイルスなどの予防接種を新たに助成する事業をスタートさせました。これに加えて平成31年度は、スポットビジョンスクリーナーを用いた乳幼児視力検査を導入します。弱視等を幼児期に発見して、早期治療を可能にします。家庭に図書館をつくろう活動を推進するため、木製ブックエンドを製作して、生後10カ月健診のブックスタート時にプレゼントをする事業を新たに始めます。ブックエンドは浮羽工業高校に製作を依頼することにしております。

次に、人生100年時代を見据えた新たな生涯現役社会づくりであります。地方創生推進交付金を活用した「うきは」まるごとサテライトワーク推進事業の中で、U-B i Cの改築工事を行います。年度内にもリカレント教育セミナーやIT・プログラミングセミナーを実施して、子育て世代を含めた市民の就業・創業の支援を充実します。うきは市民大学事業についても、地方創生推進交付金を活用して実施します。時代の変化に対応した見直しを行い、講座の内容の充実に努めます。また、高齢者のドライバーを支援するため、高齢者交通安全対策事業補助金を新設します。安全運転支援機能を有するドライブレコーダーや急発進防止装置の装着に助成を行います。

次に、社会で生き生きと働く女性の就労、経営支援であります。男性も女性も意欲に応じてあらゆる分野で活躍できる社会を目指して、引き続き講演会やセミナーを開催して男女共同参画を推進します。また、地方創生推進交付金を活用した起業・就業支援講座を行い、女性の積極的な社会参画を促進します。

次に、地域活動の拠点施設であるコミュニティセンターの自立促進であります。継続して自治協議会の支援に努め、自治協議会と行政及び自治協議会間の情報共有の機会を設け、課題や問題

点の改善を図ります。適切な財政支援を行うとともに、コミュニティービジネスによる自治協議会の活性化とともに検討していきます。また、平成31年度は、本市のまちづくりの根幹である協働のまちづくり基本条例に関する冊子等を作成して、改めて市民の皆様への周知に努めます。

次に、自治協議会を中心とした介護予防・生活支援の充実であります。うきは市社会福祉協議会と協力して、自治協議会単位に協議の場の設置を促し、地域包括ケアシステムの構築を引き続き推進します。また、住民等のボランティアの方が主体となり、自主的・自発的に運営する通所型の介護予防事業、いわゆる通所型サービスBや集いの場の設置を積極的に推進していきます。年齢や障害の有無に関わらず、誰もが支え合い安心して暮らす地域共生社会の実現を目指して、引き続き「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業を進めます。自治協議会や行政区の協力を得ながら、福祉小座談会の開催と福祉会の設置を推進します。

次に、既存資源を生かしたブランド化の推進であります。さきに説明した6次産業化研究開発・事業化支援センターの事業開始によって、地域農産物の高付加価値を進め、農業のブランド化を推進します。うきはテロワールプロモーション事業では、うきはテロワールのさらなる認知度向上とあわせ、市内事業者との連携、事業拡大につながる提案を事業者に募り、うきはブランドの構築を推進します。地域産業資源活用商品開発・販路開拓事業では、市内事業者を対象に商品開発から販路開拓まで一貫した事業支援を行います。平成31年度は、東京都内の百貨店でうきは製品の販売の機会を設けることを計画しております。いずれの事業も地方創生推進交付金を活用して実施します。

次に、農林業政策の充実と関係機関との連携促進であります。新規事業として、新規就農者促進事業費補助金に機械・資材等のメニューを創設して充実します。また、中山間地域の農地を対象に、農地への進入路や畦畔等の整備、農地改良等を支援する中山間地域農業再生基盤整備事業補助金を新設します。ICT技術を活用した林業・製材業の業務効率の改善や竹の有効利用を推進する木材関連産業活性化事業は、地方創生推進交付金を活用して実施します。市有林について、森林認証——SGECの取得を目指します。率先して市が取得することによって、認証制度の運用による森林の適正な管理の普及と高付加価値化を図ります。

次に、地域総合商社ウキハコを中心とした観光情報の発信であります。地方創生推進交付金を活用した総合観光プロモーション事業を推進します。応援企業の社内販売会等を中心に外販事業を強化します。地元NPOと連携した観光資源の発掘や体験メニューづくりを推進し、新たな客層を呼び込みます。また、うきは市を舞台とした映画を制作し、地域活性化や観光振興につなげます。うきは市観光協会は、平成31年度より新法人へ移行します。会員に限定しないオールうきはの視点で観光マーケティング、外貨獲得戦略の立案、観光資源のブラッシュアップを行い、持続可能な稼ぐ観光地域づくり、いわゆるDMO事業を推進します。また、本市の魅力を域外に

発信する重要なツールである、ふるさと納税についても当該法人に委託し、新たな返礼品開発や SNS を活用した広報を強化するなど、ふるさと納税制度を戦略的に活用していきます。

次に、災害に強いまちづくり事業の推進であります。頻発する豪雨災害に適切に対応するため、庁舎敷地内に防災土嚢倉庫を新設します。また、携帯版防災情報ホームページを新たに作成します。市民に対して防災情報を適切に届けるとともに、外国人を含む訪問者が本市で災害に遭遇した場合にも、防災情報や避難所情報が確認できる仕組みを整備します。危険家屋等除去事業費補助金や昨年 1 2 月に新設しましたブロック塀等撤去費補助金を増額して、災害に強いまちづくりを進めます。

次に、次世代に負担を回さない財政運営の健全化であります。浮羽老人ホーム組合を 3 月末日で解散し民営化をすることから、平成 3 0 年度に計上しました同組合負担金 3, 2 1 6 万 9, 0 0 0 円が減額になっています。若葉保育園を本年 4 月 1 日から民営化することにより、民間保育所の運営委託料は増額になるものの、それに伴う国県負担金の増額及び若葉保育園の運営費減や嘱託保育士等の賃金等の減により、約 2, 1 6 0 万円の予算削減を見込んでおります。また、公営住宅等長寿命化計画により、平成 3 1 年度から 3 カ年で市営高見団地の建てかえ工事を行います。老朽化した高見団地及び兎渡島団地を解体し、高見団地用地内に 5 階建ての住宅を整備します。兎渡島団地跡地及び余剰地となる高見団地の一部は処分することで、市営住宅の適正な管理運営を推進します。

平成 3 1 年度の歳入予算については、市税を 2 7 億 9, 6 1 5 万 2, 0 0 0 円計上しております。前年度比 7, 2 7 1 万 7, 0 0 0 円、 2. 7 % の増を見込んでいます。個人市民税及び償却資産に係る固定資産税の伸びが要因となっています。また、地方交付税については、合併算定がえの激変緩和措置期間の最終年に当たります。臨時財政対策債を含めた額は前年度比 5, 0 0 0 万円、 0. 9 % の減の 5 3 億 1, 4 0 0 万円を見込んでおります。財源不足を補うための財政調整基金の取り崩しは 3 億 7 0 0 万円で、前年度から 3 億 4, 3 0 0 万円の減額となります。市債については 1 0 億 2, 1 3 0 万円を計上して、平成 3 1 年度末地方債の現在高は、前年度末見込額から 3 億 3, 0 0 0 万円ほど減額になる見込みであります。

最後に、本年 4 月には福岡県知事、県議会議員選挙が行われます。県議会は昨年 1 0 月、議員定数を 8 6 から 8 7 に 1 増する条例改正案を可決いたしました。人口増が続く福岡市東区の定数を 4 から 5 にふやしたものであります。その際、うきは市区は人口減少により定数を確保できる公職選挙法の基準をわずかに下回り、久留米市区等と合区対象になっておりました。しかし、県議会は、企業立地などにより今後の人口増が見込めるほか、住民の意見の受け皿も必要として、合区を解消した上で総定数をふやす判断をしていただきました。私はこの期待の声をしっかりと胸に受けとめ、生活環境や地域力の向上を図り、いつまでも住み続けたいと思えるまちづくりを

推進してまいります。そして、誰もが健康で心豊かな生活を送れ、次代を担う子供たちが夢と希望を持てるまちづくりに取り組んでまいる所存であります。議員の皆様を初め、市民の皆様には、今後とも深い御理解と、なお一層のお力添えをお願い申し上げまして、私の施政方針とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（櫛川 正男君） 施政方針の説明が終わりました。

日程第6. 市長の提案理由説明

○議長（櫛川 正男君） 日程第6、市長の提案理由の説明を求めます。高木市長。

○市長（高木 典雄君） 本日、平成31年第1回うきは市議会定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、公私とも御多忙中にもかかわらず御参集賜り、厚くお礼を申し上げます。

ことしも早いもので、きょうから3月となりました。各地からは桜の開花の便りが届くのが待ち遠しい季節であります。ことしの西日本の天候は、例年と比較しますと、寒気の流れ込みが弱く暖冬傾向となっております。このため2月下旬以降は気温が平年より高くなり、春の訪れが早まると予想されるため、桜の予想開花日も早くなるようであります。福岡県は、全国で一番早い3月16日に開花予報が出ているところであります。

一方、景気に関しましては、日本銀行が1月10日に発表した地域経済報告によりますと、九州の景気は前期に引き続きしっかりとした足取りで緩やかに拡大しているとなっております。また、2月14日に内閣府が発表した前年の10月期から12月期の国内総生産——GDP成長率は、1次速報値によりますと、実質成長率は前期比プラス0.3%、年率に換算しますとプラス1.4%、名目成長率は前期比プラス0.3%、年率に換算しますとプラス1.1%となっております。内閣府によりますと、個人消費と設備投資がプラスに転じたことなどから、民需の増加に支えられた成長となっております。こうしたことから、景気については緩やかに回復しているとのことであります。なお、平成30年について名目GDPは548兆5,000億円と過去最高を更新しています。また、平成30年の実質GDP成長率は前年度比プラス0.7%、名目成長率は前年度比プラス0.6%となっております。

このような経済情勢の中で、現在、国会では平成31年度予算の審議が行われております。地方財政関連予算では、地方が人づくり革命や地方創生の推進、防災減災対策等に取り組める安定的に財政運営を行うことができるための通常収支分として、地方交付税等の一般財源総額については、平成30年度を6,000億円上回る額が確保されているところであります。なお、平成27年度に創設されましたまち・ひと・しごと創生事業は、平成31年度においても引き続き1兆円が計上されております。また、地方版総合戦略に基づいて地方公共団体が自主的、主体的

に行う先導的な取り組みに対して支援される地方創生推進交付金は昨年度と同額の1,000億円が計上され、地方創生の充実、強化が図られることとなっております。

このような経済情勢及び国の動きを受けまして、平成31年度施政方針においても申し上げましたが、第2次うきは市総合計画及びうきは市ルネッサンス戦略、そして、うきは市教育大綱に位置づけられた事業を着実に実施し、活力と魅力ある地域づくりに向け、厳しい財政状況の中ではありますが、定住促進対策、新学習指導要領等に対応した教育施策の推進、子ども・子育て支援、人生100年時代を見据えた新たな生涯現役社会づくり、健康増進など重要な課題について、今後も取り組みを加速しつつ、引き続き事業を進めるため、平成31年度予算を編成いたしました。

本議会では、平成31年度一般会計及び特別会計予算の審議をいただくこととなりますが、これらの課題への取り組みに当たりましては、議会との連携が重要でございます。議員の皆様の御理解、御協力を賜りながら事業の推進を図るとともに、将来像であります「うきはブランドを絆で結ぶ しあわせ彩るうきは市」を目指して、議員の皆様と一丸となって努めていく所存でございますので、引き続き議員の皆様方の御協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

さて、本日提案しております議案は、条例案件20件、予算案件13件、人事案件1件、その他の案件8件の合計42件となっております。

議案第1号は、専決処分の承認を求めることについてであります。

平成30年度うきは市一般会計補正予算（第6号）について、農地農業用施設災害復旧事業に係る繰越明許費の補正を専決処分したので報告し、議会の承認を求めるものでございます。

議案第2号から議案第5号までは、平成30年度補正予算についてであります。

議案第2号は、平成30年度うきは市一般会計補正予算（第7号）であります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億5,831万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ178億4,479万5,000円とするものでございます。

歳入の主なものは、財産売払収入1,929万円、市債5,430万円の増額補正と、負担金2,901万8,000円、国庫補助金3,613万2,000円、県補助金5,134万1,000円、基金繰入金1億100万円の減額補正を計上しております。

歳出の主なものは、教育費では小学校費2,152万4,000円の増額補正と、民生費では社会福祉費1,122万円、児童福祉費4,967万6,000円、衛生費では清掃費1,080万円、教育費では社会教育費1,550万6,000円、災害復旧費では農林水産業施設災害復旧費4,570万円、諸支出金では特別会計繰出金1,608万8,000円の減額補正を計上しております。

議案第3号は、平成30年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）でありま

す。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,011万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億2,390万1,000円とするものでございます。

歳入の主なものは、雑入246万9,000円の増額補正と、国民健康保険税540万円、県補助金3,878万2,000円、他会計繰入金880万1,000円の減額補正を計上いたしております。

歳出の主なものは、諸支出金では償還金及び還付加算金100万円、予備費では328万2,000円の増額補正と、保険給付費では療養諸費2,990万円、高額療養費900万円、出産育児諸費840万円、保健事業費では特定健康診査等事業費657万円の減額補正を計上しております。

議案第4号は、平成30年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）であります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ798万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,365万2,000円とするものでございます。

歳入は、後期高齢者医療保険料70万円、他会計繰入金728万7,000円の減額補正を計上しております。

歳出は、総務費では総務管理費37万円、徴収費40万8,000円、後期高齢者医療広域連合納付金では後期高齢者医療広域連合納付金680万9,000円、予備費では40万円の減額補正を計上しております。

議案第5号は、平成30年度うきは市下水道事業特別会計補正予算（第3号）であります。

地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる額を計上しているものでございます。

続きまして、議案第6号から議案第14号までは平成31年度当初予算についてであります。

議案第6号は、平成31年度うきは市一般会計予算であります。

歳入歳出予算の総額は、前年度比7.7%減の151億6,248万3,000円を計上しているものでございます。

歳入の主なものは、市民税11億3,982万8,000円、固定資産税13億4,823万8,000円、軽自動車税1億1,395万4,000円、市たばこ税1億8,700万円、地方揮発油譲与税4,900万円、自動車重量譲与税1億2,100万円、配当割交付金1,000万円、地方消費税交付金4億9,590万円、自動車取得税交付金2,500万円、環境性能割交付金1,574万5,000円、地方特例交付金2,139万7,000円、子ども・子育て支援臨時交付金3,839万円、地方交付税49億8,100万円、負担金1億5,899万6,000円、使

用料1億39万円、手数料4,663万4,000円、国庫負担金15億7,113万1,000円、国庫補助金4億3,906万7,000円、国庫委託金1,235万2,000円、県負担金5億9,933万4,000円、県補助金6億4,561万9,000円、県委託金6,413万5,000円、財産運用収入1億3,229万1,000円、寄附金3億521万円、基金繰入金8億6,564万3,000円、繰越金3億6,000円、雑入2億5,251万8,000円、市債10億2,130万円を計上いたしております。

歳出の主なものは、議会費では議会費1億3,261万円、総務費では総務管理費20億8,355万1,000円、徴税費1億8,212万7,000円、戸籍住民基本台帳費6,806万8,000円、選挙費2,770万6,000円、監査委員費1,478万6,000円、民生費では社会福祉費25億449万9,000円、児童福祉費19億1,047万1,000円、生活保護等対策費7億2,999万1,000円、衛生費では保健衛生費4億4,567万円、清掃費6億4,675万円、農林水産業費では農業費7億9,986万6,000円、林業費1億6,286万1,000円、商工費では商工費5億127万7,000円、土木費では土木管理費1億1,479万5,000円、道路橋りょう費3億2,134万1,000円、河川費2,741万9,000円、住宅費9,989万8,000円、消防費では消防費5億1,882万1,000円、教育費では教育総務費1億2,952万7,000円、小学校費3億8,608万7,000円、中学校費1億7,440万9,000円、社会教育費3億8,124万2,000円、保健体育費9,214万4,000円、公債費では公債費14億3,046万2,000円、諸支出金では特別会計繰出金12億1,053万6,000円、予備費としては3,642万2,000円を計上いたしております。

議案第7号は、平成31年度うきは市国民健康保険事業特別会計予算であります。

歳入歳出予算の総額は、前年度比0.6%減の39億3,916万4,000円を計上しているものでございます。

歳入の主なものは、国民健康保険税7億8,410万2,000円、国庫補助金3,293万円、県補助金28億793万5,000円、他会計繰入金3億902万6,000円を計上いたしております。

歳出の主なものは、総務費では総務管理費7,550万2,000円、保険給付費では療養諸費23億7,792万2,000円、高額療養費3億8,768万4,000円、出産育児諸費1,891万円、国民健康保険事業費納付金では医療給付費分7億5,432万5,000円、後期高齢者支援金等分1億8,733万9,000円、介護納付金分7,796万5,000円、保健事業費では特定健康診査等事業費2,623万4,000円、予備費としては2,048万5,000円を計上いたしております。

議案第8号は、平成31年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計予算であります。

歳入歳出予算の総額は、前年度比2.1%増の5億21万円を計上しているものでございます。
歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料3億4,196万円、他会計繰入金1億5,051万円を計上いたしております。

歳出の主なものは、総務費では総務管理費1,992万2,000円、後期高齢者医療広域連合納付金では後期高齢者医療広域連合納付金4億7,439万5,000円を計上いたしております。

議案第9号は、平成31年度うきは市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算であります。

歳入歳出予算の総額は、前年度比2.3%減の2,390万4,000円を計上しているものでございます。

歳入の主なものは、繰越金2,260万円、貸付金元利収入127万6,000円を計上いたしております。

歳出の主なものは、公債費では公債費37万9,000円、予備費としては2,344万7,000円を計上しております。

議案第10号は、平成31年度うきは市立自動車学校特別会計予算であります。

歳入歳出予算の総額は、前年度比4.7%減の1億3,004万3,000円を計上しているものでございます。

歳入の主なものは、授業料1億553万5,000円、受託事業収入1,096万1,000円を計上いたしております。

歳出の主なものは、学校費では学校管理費9,282万1,000円、事業費3,358万5,000円を計上いたしております。

議案第11号は、平成31年度うきは市簡易水道事業特別会計予算であります。

歳入歳出予算の総額は、前年度比5.1%増の2,266万8,000円を計上しているものでございます。

歳入の主なものは、使用料798万6,000円、他会計繰入金300万円、基金繰入金382万3,000円、繰越金140万円、市債640万円を計上いたしております。

歳出では、総務費では総務管理費663万8,000円、維持管理費822万6,000円、公債費では公債費612万9,000円、予備費としては167万5,000円を計上いたしております。

議案第12号は、平成31年度うきは市下水道事業特別会計予算であります。

歳入歳出予算の総額は、前年度比12.1%減の12億4,483万円を計上しているものでございます。

歳入の主なものは、使用料4億478万8,000円、国庫補助金2,400万円、他会計繰入

金7億800万円、繰越金1,700万円、市債8,170万円を計上いたしております。

歳出では、総務費では総務管理費1億27万5,000円、維持管理費2億8,112万7,000円、下水道事業費では公共下水道事業費1億1,875万9,000円、公債費では公債費7億2,404万5,000円、予備費としては2,062万4,000円を計上しております。

議案第13号は、平成31年度うきは市農業集落排水事業特別会計予算であります。

歳入歳出予算の総額は、前年度比84.5%減の1,674万5,000円を計上しているものでございます。

歳入の主なものは、使用料473万8,000円、他会計繰入金1,000万円、繰越金200万円を計上いたしております。

歳出の主なものは、総務費では総務管理費636万2,000円、維持管理費810万7,000円、予備費としては227万1,000円を計上いたしております。

議案第14号は、平成31年度うきは市浄化槽整備事業特別会計予算であります。

歳入歳出予算の総額は、前年度比0.3%減の5,973万4,000円を計上しているものでございます。

歳入の主なものは、分担金110万5,000円、使用料1,481万5,000円、国庫補助金349万6,000円、他会計繰入金3,000万円、基金繰入金103万1,000円、繰越金260万円、市債590万円を計上いたしております。

歳出は、総務費では総務管理費666万6,000円、維持管理費3,215万4,000円、浄化槽整備事業費では浄化槽整備事業費1,060万2,000円、公債費では公債費832万2,000円、予備費としては199万円を計上いたしております。

議案第15号は、教育委員会委員の任命についてであります。

教育委員会委員のうち1名が平成31年5月23日で任期満了となるので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、委員の任命について議会の同意を求めらるものでございます。

議案第16号は、小石原川ダムに係る水源地域対策費の負担に関する協定の締結についてであります。

福岡県南広域水道企業団との小石原川ダムに係る水源地域対策費の負担に関する協定を締結するため、うきは市議会基本条例第15条第3号の規定により、議会の議決を求めらるものでございます。

議案第17号は、辺地に係る総合整備計画の変更についてであります。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、辺地総合整備計画の変更について、議会の議決を求めらるものでございます。

議案第18号は、うきは市道路線の変更についてであります。

道路法第10条第3項の規定により、うきは市道路線の変更2件について、議会の議決を求めるものでございます。

議案第19号は、うきは市道路線の廃止についてであります。

道路法第10条第3項の規定により、うきは市道路線の廃止について、議会の議決を求めるものでございます。

議案第20号は、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更についてであります。

福岡県市町村職員退職手当組合の一部脱退、加入に伴い、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第21号は、浮羽老人ホーム組合の情報公開・個人情報保護審議会に関する事務の委託の廃止についてであります。

平成31年3月31日限りで浮羽老人ホーム組合が解散することから、地方自治法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第22号は、うきは市長岩公園交流促進センターの指定管理者の指定についてであります。

地方自治法第244条の2の規定による指定管理者の指定を行うことについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第23号は、うきは市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についてであります。

地方公務員法第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例を制定するものでございます。

議案第24号は、うきは6次産業化研究開発・事業化支援センターの設置及び管理に関する条例の制定についてであります。

農業者等の所得増大を推進するとともに地域産業の振興を図るため、地域農産物等を活用した加工品等の研究開発及び事業化に向けた支援を行う施設として、うきは6次産業化研究開発・事業化支援センターの設置及び管理に関する条例を制定するものでございます。

議案第25号は、うきは市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定についてであります。

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第9条第1項の規定に基づき、工業立地法第4条第1項の規定により公表された準則にかえて適用すべき準則を定める条例を制定するものでございます。

議案第26号は、うきは市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

であります。

固定資産評価審査委員会において、審査請求人等が請求する提出書類等の写しの交付に係る手数料を変更するため、うきは市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正するものでございます。

議案第27号は、うきは市少人数指導特別教員条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部が改正されたことを踏まえ、うきは市少人数指導学校教員条例の一部を改正するものであります。

議案第28号は、うきは市立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

うきは市立若葉保育園が民営化に伴い廃止されるため、うきは市立保育所設置条例の一部を改正するものであります。

議案第29号は、うきは市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

学校教育法の改正により、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部が改正されたことに伴い、うきは市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正するものであります。

議案第30号は、うきは市あらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

部落差別の解消の推進に関する法律、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律、いわゆる人権3法の趣旨を踏まえ、うきは市あらゆる差別の撤廃と人権擁護に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第31号は、うきは市火葬場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

国税庁の消費税基本通達において、火葬料を対価とする役務の提供については非課税とされていることで、使用料に係る消費税及び地方消費税の文言を整理するため、うきは市火葬場の設置及び管理に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第32号は、うきは市使用料条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

平成31年10月1日に施行予定の消費税率改定に伴い、使用料等の料金改定を行うため、うきは市使用料条例を含む20の条例の一部改正を一括して行うものであります。

議案第33号は、うきは市立自動車学校教習料等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

前議案と同様に、消費税率改定に伴い、うきは市立自動車学校教習料等に関する条例の一部を

改正するものであります。

議案第34号は、うきは市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

手数料見直し及び消費税率の改定に伴い、うきは市手数料条例の一部を改正するものであります。

議案第35号は、うきは市スポーツアイランド条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

夜間照明施設の設置及び消費税率改定に伴い使用料を改定するため、うきは市スポーツアイランド条例の一部を改正するものであります。

議案第36号は、うきは市吉井体育センター条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

夜間照明施設の廃止及び消費税率改定に伴い使用料を改定するため、うきは市吉井体育センター条例の一部を改正するものであります。

議案第37号は、うきは市大春トリムセンター条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

大春トリムセンターの位置の改正及び消費税率改定に伴い使用料を改定するため、うきは市大春トリムセンター条例の一部を改正するものであります。

議案第38号は、うきは市浄化槽施設等の整備に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

使用料の見直し及び消費税率の改定に伴い使用料の改定を行うため、うきは市浄化槽施設等の整備に関する条例の一部を改正するものであります。

議案第39号は、うきは市農業集落排水施設条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

使用料見直し及び消費税率改定に伴い使用料の改定を行うため、うきは市農業集落排水施設条例の一部を改正するものであります。

議案第40号は、うきは市公共下水道条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

使用料見直し及び消費税率改定に伴い使用料の改定を行うため、うきは市公共下水道条例の一部を改正するものであります。

議案第41号は、うきは市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

使用料の見直し及び消費税率改定に伴う使用料の改定並びに学校教育法の改正に伴う文言の整理を行うため、うきは市簡易水道事業給水条例の一部を改正するものであります。

議案第42号は、うきは市専用水道給水条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

使用料の見直し及び消費税率の改定に伴う使用料の改定並びに学校教育法の改正に伴う文言の整理を行うため、うきは市専用水道給水条例の一部を改正するものであります。

以上、提案理由の概要につきまして御説明を申し上げましたが、各議案の内容説明につきましては、議題とされた際に、改めて担当課長より御説明を申し上げます。

いずれの議案も市政執行上、緊要なものでございますので、御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

日程第7. 委員会調査報告

○議長（櫛川 正男君） 日程第7、委員会の調査報告を行います。

本件につきましては、総務産業常任委員会、厚生文教常任委員会、議会運営委員会より、閉会中の継続調査申し出がございましたので、その調査報告を求めます。

初めに総務産業常任委員会の調査報告を求めます。9番、中野総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（中野 義信君） それでは、総務産業常任委員会から調査報告を行います。

平成30年第6回うきは市議会定例会において、閉会中の継続調査申し出の所管事務調査を行ったので、うきは市議会委員会条例第36条の規定により、下記のとおり報告する。

調査テーマ、1、人口増加への取り組みに関する調査。2、振興作物アーモンドの栽培等に関する調査。

1つ、人口増加への取り組みに関する調査。日時、平成31年1月30日から31日。場所、宮崎県三股町、熊本県菊陽町。出席者は総務産業常任委員会7名、農林振興課1名、議会事務局1名と。

調査の要旨、うきは市において、合併時3万4,000人余りであった人口が減少を続けており、平成30年11月末では2万9,800人を切っている。この人口減少対策の参考とするため、人口増加を続けている自治体の状況等について調査を行った。

宮崎県三股町については、宮崎市、日南市及び都城市に隣接している町ということで、出生率は1.85。それからあと一つ、熊本県菊陽町については、熊本市に隣接しております出生率1.8ということで、できるだけうきは市に人口の近いところを調査し、そして少し田舎の風景が残っていると、そういったものを加味しながら両町の視察をいたしました。

2ページに、一番下のところですか、あとはそれぞれに見ていただきたいと思いますが、一番下のところに、所見の上ですが、高校卒業後は熊本市に出ていく——菊陽町ですね、行くのではないかという質問に対しまして、成人後約50%は町内に残っておるということでありました。

所見といたしまして、三股町では昭和45年人口1万4,699人から毎年人口が伸び続け、平成27年には2万5,404人となっている。以前は人口減少傾向にありましたが、1つには、いち早く小規模の公営住宅を毎年のように建設しているということで、いち早くというのは昭和27年ごろからですね。いわゆる公営住宅の世帯の割合が高いこと、平成5年には都城地方拠点都市地域基本計画において居住拠点地区の指定を受けたことで、都城市のベッドタウンとして人口増につながっていると見られると。

2つ目は、子育てに優しいまちづくりということで、いろんな事業の施策を打ち出し、15歳未満の年少人口比率が17.4%で県内1位となっております。また、国立社会保障・人口問題研究所による将来人口推計では、宮崎県内で最も人口減少が少ないと予想されている。

それから菊陽町ですけれども、昭和45年人口1万881人が、毎年人口が伸び、平成27年には4万984人となっている。人口増のため、企業誘致はもちろんですが、子育て支援に早くから力を入れ、医療費の無償化は中学3年生まで、定住促進事業補助金などを打ち出している。熊本市中心部から約15キロ、熊本空港から車で10分と交通の利便性も高く、生活しやすいと言われている。

後日、これは視察から帰ってきまして2月23日ですけども、地域づくりコンサルタント会社の各自治体評価で、元気度合いが町村部門で全国4位ということになっておりました。これは毎年2015年から調査をされておるといことだそうです。

2番目に振興作物アーモンドの栽培に関する調査。日時、平成31年1月30日、場所は宮崎県の三股町ですが、出席者は先ほどのとおりでございます。

調査の趣旨、人口増加を続けている三股町では農業も盛んであり、早くからアーモンドの栽培に取り組んでいることがわかり、アーモンドを栽培している霧島会の佐澤会長より説明を受け、現地圃場も調査をいたしました。主な内容のところ、霧島会というのは、アーモンド栽培は12年前、製油会社からの依頼でゴマとともに始めた。1人では無理なので、知人らと霧島会を組織したということでございます。

4ページに行きまして、ちょっと飛びますけれども、上から10行目ぐらいですかね。アーモンドの関係、果肉は捨てていたがもったいないので利用できないか分析してみると、ビタミンが多かった。果肉を冷凍し乾燥、粉末化した。町内の菓子店に試作をお願いしてクッキーができた。このほかレストランでポタージュ、中華料理店でアーモンドラーメンのほか、アーモンドドレッシングやアーモンド塩などに加工をしている。果肉だけでなく、アーモンド自体の需要があり、自分たちでアーモンドを利用したいと加工してみたが、成分分析で問題があり、現在は対応策を検討中ということでありました。

質疑の中で、消毒などの回数を聞くと、消毒はしておらず、虫がついた場合はその枝を切り取

るぐらいであると。現在はアーモンドよりもゴマ、エゴマが主になっているということで、営業に行かなくても買いに来てくれるというものをつくとよいというアドバイスを受けたところがあります。

所見、うきは市内でもアーモンド栽培をされていることもあり、荒廃園対策として検討することで調査を行った。霧島会の会長は、現在アーモンド加工品の対応策を検討中であり、ゴマ、エゴマの栽培のほうを推奨されたということでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。

委員長、自席へお戻りください。

以上で、総務産業常任委員会の調査報告を終わります。

次に、厚生文教常任委員会の調査報告を求めます。10番、佐藤厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（佐藤 湛陽君） それでは報告をさせていただきたいと思えます。

平成30年第6回うきは市議会定例会において、閉会中の継続調査申し出の所管事務調査を行ったので、うきは市議会委員会条例第36条の規定により、次のとおり報告します。

このたび厚生文教常任委員会の閉会中調査といたしまして、2つの項目について実施しました。

まず、1つ目の調査は、もやいネットセンター事業に関する調査になります。

調査実施日は平成31年1月15日火曜日で、調査場所並びに出席者は記載のとおりです。

調査目的については、全国的に少子高齢化が進んで、ひとり暮らしや核家族世帯がふえており、地域の相互扶助や家族同士の助け合いなど、これまであった支え合いの機能が失われつつあります。うきは市においてもひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯がふえ、現に生活支援の提供や交通手段の確保が課題となっています。そうしたさまざまなニーズや地域の課題解決に対応するため、山口県周南市が取り組んでいる「もやいネットセンター事業」について調査を実施しました。

次に調査結果であります。周南市では平成25年にもやいネットセンターを設置し、平成28年1月からは高齢者のみならず子供、障害者、生活困窮者など包括的に支援する福祉の総合相談窓口として先進的な取り組みが行われていました。

事業の特徴として、相談窓口の拠点であるもやいネットセンターが24時間365日対応の相談機能を有し、平日の市役所開庁時間以外は民間事業者が相談等に従事していることです。それを実現できるのは、うきは市でも緊急通報システム事業を受託している事業者、周南マリコム株

式会社が周南市内にあり、夜間や休日にも会社のコールセンターにおいて対応いただける環境が整備されていることが大きな要因と考えられます。

もう一点は、周南市の社会福祉協議会が校区単位に設置している地区協議会が31カ所存在し、そこを見守る活動の拠点と位置づけ、地区ステーションを設置していることです。地区ステーションでは、社会福祉協議会から雇用された地域福祉コーディネーターを36名配置し、課題の早期発見はもとより、相談者個々のニーズに合った支援が提供され、地域で安心して暮らしていくことができる仕組みが構築されていきました。あわせて、もやいネット事業への協力者として市内の68事業者が登録されており、日常業務の無理のない範囲で、新聞が何日分もたまっているなどの異変を察知した際にセンターに通報してもらうなど、地域における見守り体制の充実強化が図られていきました。

質疑については、その主なものを載せておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

最後に所見であります。うきは市が進めている地域包括ケアシステムの構築も、高齢者や障害を初め、全ての住民を地域全体で支え合う地域共生社会の実現のための仕組みであります。主管は福祉事務所が社会福祉協議会に委託している「我が事・丸ごと」の地域づくり推進事業になりますので、制度や分野ごとの縦割りの弊害を超えて、うきは市においても多様な担い手の育成と参画を図っていただきたい。今回の周南市の取り組みは、全国の自治体が目指す目標をいち早く具体的な形として実現した先進的なもので、非常に参考になりました。

次に、2つ目の調査は子育て世代包括支援センター事業に関する調査になります。

調査実施日は平成31年1月16日水曜日で、調査場所並びに出席者は記載のとおりです。

調査目的については、母子保健法の改正により、平成29年4月から子育て世代包括支援センターを市町村に設置することが努力義務とされ、平成32年度末までに全国展開を目指すこととなっています。

事業内容としては保健師、助産師といった専門職をセンターに配置して、妊産婦や乳幼児の実情を把握し、妊娠、出産、子育ての各種の相談に応じながら、必要な支援の調整や関係機関との連絡調整を実施し、切れ目のない支援を提供するものです。うきは市においても、ことし10月に設置するところで準備を進めている経緯もあり、平成29年10月から設置している滋賀県米原市の取り組みについて調査を実施しました。

次に調査結果であります。米原市は子育て世代包括支援センターを市の施設である、げんきステーションに設置し、母子保健コーディネーターの助産師を1名、子育て支援コーディネーターの保育士を2名常駐させ、妊娠、出産から子育てに関するあらゆる相談に対応していました。また、人員不足を補うために、他に市の保健師も当番制で勤務していると説明を受けました。この事業を運営する上で、他の部署との連携が何よりも重要なことから、センター発足以降は、毎

月1回開催される子育て世代包括支援センター会議において連携を深め、情報共有を図り、切れ目のない支援につなげていました。

質疑については、その主なものを載せておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

最後に所見であります。そもそもセンター設置が進められる背景には、もともと子育て支援は血縁家族や地域によって担われてきましたが、近年の核家族やひとり親世帯、共働き世帯の増加等の影響で、親族や周囲のサポートを得られないまま母子が孤立しやすくなっていることでもあります。また、不確かなインターネットの情報に振り回される親たちもおり、必要な知識や情報を正しく伝える仕組みの構築が求められています。

国のガイドラインでは、市が従来から行ってきた支援について、必ずしも子育て家庭を初めとした地域住民にはわかりやすく伝わっておらず、個々の利用者に寄り添い不安を払拭するような予防的な支援が手薄となっているとされています。または、支援者側の連携が不十分なために一貫性を欠いているという課題もあって、そのような現状の支援のあり方を利用者目線で再点検する必要があります。

今後うきは市がセンターを設置するに当たって、視察前の聞き取りの中では、専任のコーディネーター1名を嘱託職員で採用し、ほかに複数名、現在の母子保健業務と兼務する形で配置する予定としています。しかしながら、米原市のような子育て支援部門のコーディネーターの配置については未定であり、子育て部門との連携のイメージが見えにくいのも事実でないかと思われます。

4月からは学校教育部門が西別館へ移転することになっていますが、そのことをよい機会と捉え、保健課、福祉事務所、学校教育課のさらなる連携により、妊娠、出産、子育ての切れ目のない支援を提供しながら、現状の支援についても再点検を行い、従来の待つスタイルから積極的に向かうスタイルへと意識改革を行うことが求められています。

以上、厚生文教常任委員会からの報告といたします。

○議長（櫛川 正男君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。

委員長、自席へお戻りください。

以上で、厚生文教常任委員会の調査報告を終わります。

ここで暫時休憩といたします。10時55分より再開します。

午前10時43分休憩

午前10時55分再開

○議長（櫛川 正男君） 委員会調査報告を再開します。

次に、議会運営委員会の調査報告を求めます。7番、鍮水議会運営委員長。

○議会運営委員長（鍮水 英一君） それでは、議会運営委員会において閉会中の継続調査を行いましたので、うきは市議会委員会条例第36条の規定により報告いたします。資料を添付しております。

調査実施日は2月8日です。別府市議会及び大分市議会において、議会改革、政策研究会、事務事業評価の取り組み及び市民対話集会、若年層との意見交換会に関する調査を行いました。

調査の目的は、全国的に人口減少社会を迎え、当市においても少子高齢化に関する困難な課題が増大する中、市民に身近な地域の問題に対して議会が担う役割の重要性はますます高まっています。また、投票率の低下などに見られるように、議会に対する関心の低下や議員のなり手不足等の課題も深刻化しています。こうした状況の中で、議会の議事機関として機能や行政監視機能、政策立案機能を高めていくことが求められています。また、高校生との意見交換会に関する市民提案をいただいているところなどから、議会改革や政策立案、提言に結びつく政策研究会の取り組み、若年層の政治意識を喚起する若年層との意見交換会等の取り組みを先進地に学び、議会活動の活性化につなげることが目的であります。

最初に別府市議会ですが、定数25名、8会派、3つの常任委員会、議会運営員会、予算決算特別委員会、広報広聴委員会等で運営されています。特徴的なのが政策研究会の取り組みで、平成28年4月に施行された議会基本条例第14条で、「議会は、市政に関する重要な政策及び課題研究のため、政策研究会を設置することができる」と規定しており、さらに第2項において必要な事項は別に定めるとし、政策研究会の要綱を作成しています。この要綱に基づき正副議長を除く23人の全体会議、研究会での政策課題を作成する役員会議、決定された政策課題を調査研究する推進チームを設置しています。最終的に政策提言か条例を制定すべきかを検討して、市長への政策提言等を行っているということです。

それから、市民と議会との対話集会では、議会からの報告と市民との対話の2部構成です。議員が班を編成して実施しています。また、重点課題と認められる意見要望等は、後日、現地調査等を行い対応しているようです。市民からの要望事項は、執行機関からの回答を得て関係自治会等へ配付し、議会ホームページに掲載しています。反省点として、自治会と対話する中では、要望だけを取りまとめるだけでなく、建設的な意見交換ができにくかったことを上げられていました。

また、平成28年の開催を検討する中で、当時選挙権が18歳になったことなどから、中学生にも政治や議会に興味を持ってもらおうと、市内中学生との対話集会を始めています。テーマは

生徒に考えさせて、生徒が話しやすいように議員1人から2人と生徒が五、六人のグループ形式で約1時間の対話を行っています。中学生からは政策的な意見等はなく、議員からの将来に向けたアドバイスなどを行っているということでした。平成30年度においては、政策研究会と連携を図り政策提言につなげていくとの目的で、中学校のほか消防団や障害者団体との対話集会も実施しているようでした。

続きまして、大分市議会です。定数44名、8会派、5つの常任委員会、議会運営委員会、3つの特別委員会、4つの協議調整を行う場等で運営されています。特徴的な取り組みの1つが、別府市議会と同様の政策研究会であります。平成19年10月10日の市民本位の立場で、会派を超えた政策研究を議員全員で取り組むため、政策研究会を立ち上げています。議員から政策課題を募集し、提出議員によるプレゼンテーションを受けて政策課題を1件に絞り込み、調査研究を行う推進チームを設置しながら、市長への提言や条例等を提案しています。これまでの実績では、平成20年に大分市議会基本条例、平成23年には大分市こども条例、平成24年に市長に対し災害対策に関する提言、平成27年に自殺対策のための大分市民こころと命を守る条例、平成30年12月に大分市健康づくり推進条例を設置しています。

事務事業評価の取り組みは、平成24年から決算審査の一環として導入しています。事務事業評価選定の基準は、市民の生活に直結している事業、市が補助金を出している事業、市単独での事業とし、選定した事務事業について執行部から説明を受け、自由討議を実施しながら評価の意見をまとめて、最終的な評価結果を「拡充」「継続」「終期設定し終了」「休止・廃止」の4つとしています。評価結果は定例会終了後、議長が市長へ事務事業評価結果を議決書に添付して送付しています。その後の改善対応の報告は、翌年3月の定例会常任委員会において、執行部から対応状況の報告を受けているということでした。

市民意見交換会は、平成20年7月に大分市議会基本条例市民意見交換会とし、基本条例に対して、広く市民の皆さんから意見を聞くために初めて開催しています。若年層との意見交換会では、目的を若年層の政治意識を喚起することとし、平成23年度から開催しています。また市民との意見交換会調査で、若年層の参加が少ない結果が出ていたことから、それを補完することを担っているということでした。原則としてテーマを設けず、フリーな意見交換会としています。これまでに高校17校、大学7校、専門学校11校、合計35校と行っていました。会場は、全て議員が学校に出向いて学校で開催し、学生が意見を出しやすい環境をつくるためにグループに分かれているとのことでした。

所見であります。人口や財政規模が異なる市議会ではありましたが、議会改革、政策研究会、事務事業評価、若年層との意見交換会において先進的な取り組みが行われていました。特に政策研究部会では、定期的に全議員から政策課題を募集し、議員のプレゼンテーションを受けながら、

市民のニーズがあるのか、コストに見合った効果が期待できるのか等を基準に審査しながら政策課題を絞り込み、調査研究、自由討議等を重ね、市長への提言や条例制定につなげていく仕組みを学ぶことができました。

今回10地区で実施しました、うきは市の「市民みなさんとの意見交換会」においても地域の課題が改めて浮き彫りになり、市長への政策提言に結びつけるため、協議の場づくりが急務であると感じています。議員として政策提言も必要であります。議員間の議論を深め合意形成を図りながら、議会として政策提言を行うことも重要であります。

また、市民対話集会、意見交換会では、市民の要望だけに終わることが多く、建設的な意見交換に発展しない、特に若い世代での参加が少ないという同じ課題を抱える中で、市民との意見交換会を補完する形で、新たに意見交換の対象を広げ、消防団等の団体や政治に無関心といわれる高校、専門学校、大学生の若年層と意見交換を行っていくことや、参加者が少ない中でも市民の意見を聞くことが大切であり、取り組みを継続していくことが重要であると言われていたのが印象的でありました。当市議会でも、今回の「市民みなさんとの意見交換会」を総括する中で、新たな取り組みも模索していきたいと考えています。

以上、議会運営委員会からの報告といたします。

○議長（櫛川 正男君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

以上で、議会運営委員会の調査報告を終わります。

これで委員会調査報告を終わります。

日程第8 議案第1号

○議長（櫛川 正男君） 日程第8、議案第1号専決処分の承認を求めることについて（平成30年度うきは市一般会計補正予算（第6号））を議題とします。

説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） それでは議案書の1ページをお開き願います。

議案第1号専決処分の承認を求めることについて。

平成30年度うきは市一般会計補正予算（第6号）について、別紙のとおり専決処分したので報告し、議会の承認を求めます。平成31年3月1日提出。うきは市長高木典雄。

続きまして、別に配付をさせていただいております平成30年度うきは市補正予算。左上のほ

うに平成31年2月1日専決第1号と書かれたものを御確認をお願いいたします。1ページを開き願います。

専決第1号平成30年度うきは市一般会計補正予算（第6号）。

平成30年度うきは市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

繰越明許費の補正、第1条、繰越明許費の追加は、「第1表 繰越明許費補正」による。平成31年2月1日。うきは市長高木典雄。

今回、専決処分を行いました補正予算につきましては、平成30年7月6日に発生をいたしました豪雨災害に伴います農地災害復旧費及び農業用施設災害復旧費の繰越明許費の設定を行うものになります。国の災害査定が12月まで継続して行われたこと、また入札を行ったものの、辞退による入札不調が発生しておることから、工期の確保が困難になりまして、翌年度への繰り越しが必要になったものになります。また、3月議会で繰越明許費を設定した場合、入札手続により3月中の契約締結が困難になってまいります。仮に4月以降の契約になりますと、工事の完了、引き渡しが10月以降になることも想定され、消費税の対応から10%で支払う必要が生じてくる可能性も生じてまいります。これら工期の確保と消費税増税に伴います負担増を避けるため、やむを得ず専決処分を行ったものとなっております。

補正予算書の3ページでございます。

「第1表 繰越明許費補正」、追加分として11款1項農林水産業施設災害復旧費の現年発生農地災害復旧事業2,390万円を繰越明許費設定するものです。

次に、11款1項、同じく農林水産業施設災害復旧費の現年発生農業用施設災害復旧事業7,880万円を繰越設定するものでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第1号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号は承認することに決しました。

日程第9. 議案第3号

○議長（櫛川 正男君） 日程第9、議案第3号平成30年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（松岡 美紀君） 市民生活課長、松岡でございます。よろしくお願いたします。

お手元の平成30年度福岡県うきは市補正予算の47ページをお開きください。

議案第3号平成30年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）。

平成30年度うきは市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,011万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億2,390万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成31年3月1日提出。うきは市長高木典雄。次に55ページをお願いいたします。歳入でございます。

1款1項2目退職被保険者等国民健康保険税540万円の減額補正でございます。内訳といたしまして、医療給付費分現年課税分350万円の減額補正です。後期高齢者支援金分現年課税分100万円の減額補正でございます。介護納付金分現年課税分90万円の減額補正でございます。それぞれ調定額及び収入実績見込みによる減額補正となります。

次のページをお願いいたします。

3款1項1目災害臨時特例補助金39万7,000円の増額補正となります。災害臨時特例補助金は、東日本大震災における現年分の補填による収入でございます。対象は1世帯になります。

次のページをお願いいたします。

4款1項1目保険給付費等交付金3,878万2,000円の減額補正でございます。内訳といたしまして、普通交付金3,846万9,000円の減額補正、特別交付金31万3,000円の減額補正でございます。普通交付金は、療養給付費等の給付に要する財源としての県の交付金でございます。特別交付金につきましては、市町村の財政状況やその他の特別な事情に応じた財政

の調整としての県の交付金でございます。それぞれ実績見込みによる減額補正とさせていただきます。

次のページをお願いいたします。

6款1項1目一般会計繰入金880万1,000円の減額補正でございます。こちらも実績見込みによる減額補正となります。

次のページをお願いいたします。

8款3項1目一般被保険者第三者納付金246万9,000円の増額補正でございます。こちらにつきましては、第三者行為の賠償金ということになります。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。

1款1項1目一般管理費でございます。内訳といたしまして、高額療養費システム改修委託料、結核・精神特別調整交付金申請委託料でございます。48万6,000円の減額補正でございます。それぞれ、高額療養費システム改修委託料につきましては契約残を減額、結核・精神特別調整交付金につきましては、当初、特別調整交付金の申請のために抽出審査を委託する予定でしたが、抽出は国保連合会と審査はレセプト点検業務の中で行うことになったため、減額補正をするものでございます。

次のページをお願いいたします。

1款2項1目運営協議会費でございます。14万5,000円の減額補正でございます。運営協議会は2回開催のみでしたので、不用額を減額するものでございます。

次のページをお願いいたします。

2款1項1目一般被保険者療養給付費でございます。こちらは財源組み替えを行うものでございます。2目退職被保険者等療養給付費2,700万円の減額補正でございます。実績見込みにより減額をするものでございます。5目審査支払手数料290万円の減額補正でございます。こちらも実績見込みにより減額をするものでございます。

次のページをお願いいたします。

2款2項2目退職被保険者等高額療養費900万円の減額補正でございます。こちらも実績見込みによる減額でございます。

次のページをお願いいたします。

2款4項1目出産育児一時金840万円の減額補正でございます。こちらも実績見込みによる減額補正でございます。

次のページをお願いいたします。

3款1項1目一般被保険者医療給付費分、こちらは財源組み替えになるものでございます。2目退職被保険者等医療給付費分、こちらは納付金の決定通知により36万8,000円の増額

補正を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

3款2項2目退職被保険者等後期高齢者支援金等分、こちらは5万9,000円の増額補正でございます。こちらも納付金の決定通知により増額補正をするものでございます。

次のページをお願いいたします。

3款3項1目介護納付金分32万5,000円の減額補正でございます。こちらも納付金決定通知による減額補正となります。

次のページをお願いいたします。

5款1項1目特定健康診査等事業費657万円の減額補正でございます。内訳といたしましては、社会保険料と保健師賃金、特定健診の委託料ということになります。こちらの実績見込みによる減額補正ということになります。

次のページをお願いいたします。

8款1項1目一般被保険者保険税還付金100万円の増額補正でございます。保険税の還付金につきましては、保険の切りかえの際の過誤やさかのぼって切りかえが行われた場合の還付金でございます。実績見込みにより不足することも考えられ、増額補正とさせていただきます。

次のページをお願いいたします。

9款1項1目予備費でございます。こちらは歳入歳出の調整により328万2,000円の増額をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（**櫛川 正男君**） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。6番、岩淵議員。

○議員（**6番 岩淵 和明君**） 少しお尋ねいたします。

61ページですかね。運営協議会というのが先ほど2回行われたというふうにおっしゃってました。30年度から納付を予算関係のところは全て県が行うということになっておるわけですね。そういう意味では、うきは市の保険料が県内でも高いという認識のもとで、いろいろ協議会の役割というのがあるだろうと。

この間、私のほうからもずっと一般質問でもさせていただきましたけども、運営協議会の内容について公開してほしいということをお願いしていたと思うんです。福岡県の協議会については、ホームページに既に載っているんですね。そういう意味での連動からすると、きちんと公開したほうがいいのではないかというふうに思います。特に、今、加入者は人口の3割ぐらいあるんだろう、3割超えてるのかな。世帯数で半分ぐらいだろうと思います。そういう意味では、市民の生活に直接かかわることでもあるし、そういう料金との関係も含めてあるだろうと思いますので、

ぜひお願いをしたいというのが1点目。

それから2点目は、特定健診についてです。補正されてますけど、68ページですね。特定健診30年度のまとめが終わっている段階であると思いますけれども、この間、若干下がってきているんですね、受診率そのものが。それで今年度、30年度どうだったのかなというのが1つあるのと。本来は60%を目指すということでやってると思うんですけども、そういう意味では対策をどうしているのか、その辺をお尋ねしたい。減額ということでされているわけで、そういう点では毎年同じぐらいの額がされているところはあるんですけども、特に最近、金額が大きいので、ちゃんときちんと健康対策をしていかないといけないのではないかというふうに関心意識を持っているもので、質問させていただきます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 松岡市民生活課長。

○市民生活課長（松岡 美紀君） まず、1点目のホームページへの公開ということに関しましては、こちらのほうで検討させていただきまして、できれば実現させていただきたいと思っております。

2点目の特定健診の受診率についてでございますが、ちょっと私のほう、今、資料を持っておりませんので、後ほど回答をさせていただきたいと思っております。それと、対策という部分でも回答させていただきたいと思っております。

この分の減額補正になっている部分の大きいところで、賃金という部分があると思うんですけども、こちらに関しては、当初、保健師等を雇用する予定で当初予算を組んでおりましたけれども、12月からしか雇用ができなかったものですので、その部分を減額させていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 6番、岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） ということは、保健師の方も若干不足みだということですか。なかなか厳しいなという感じはします。

いずれにしても、1点目でお尋ねしました運営協議会の件については、ぜひやるということで判断してください。もうそろそろ判断してくださいということです。

それともう一点、追加で質問させていただきますけども、第三者のものについてですけど、当初予算500万円だったと思うんですけども、これについては当初から第三者で予算を組んで——ちょっとわからないからお尋ねするんですけど、突然発生してくるものなのか、あるいは想定されて予算を組んでいるのか、その辺がわからないのでお尋ねしたいと思うんです。増額する、収入が入ればそれはそれでいいんですけど、ただ金額が大きいということと、その辺の事情

というのは、予算はどのようなふうに管理コントロールしているのかをちょっとお尋ねしたいと思います。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 松岡市民生活課長。

○市民生活課長（松岡 美紀君） 失礼しました。ホームページの分については、ぜひ実現をしていきます。

次に、第三者行為の賠償金に関しましてですが、第三者行為自体は交通事故とかその他、例えば犬にかまれたとか、そういう小さいものから大きなものまでいろいろあるんですけども、突然起こるものですので、予測するのはかなり難しい部分になってきます。ですので、今回につきましては予算を多分低目に組んでから増額補正をするような形になってしまったのではないかと思います。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 6番、岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） 見込みで予算を組んでということですね、要は。

○議長（櫛川 正男君） 松岡市民生活課長。

○市民生活課長（松岡 美紀君） 一応、第三者行為に関しては、もともと引き続き前年度からずっと入ってくるものもありますので、その分と見込みの部分というのを合わせたところで組んでおりますので、こういう形になっております。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） まず55ページ、歳入で、この歳入、歳出ともに、これは2目の退職被保険者等国民健康保険税が半減をいたしておりまして、歳出も同様でございます。それで、新年度予算に言及はしませんけども、新年度予算でいくと、今年度予算が1,053万8,000円に対して82万円って、もう激減してます。この辺の内訳、内容を説明してください。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 松岡市民生活課長。

○市民生活課長（松岡 美紀君） 退職被保険者制度につきましては、26年度に制度自体は終わっております。ですので、今後は被保険者自体が少なくなっていくしますので、こういう予算の内容になっております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第3号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号は可決することに決しました。

日程第10. 議案第4号

○議長（櫛川 正男君） 日程第10、議案第4号平成30年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（松岡 美紀君） 補正予算書73ページをお開きください。

議案第4号平成30年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）。

平成30年度うきは市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ798万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,365万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成31年3月1日提出。うきは市長高木典雄。

次に、79ページをお願いいたします。歳入でございます。

1款1項2目普通徴収保険料70万円の減額補正でございます。調定額及び収入見込みによる減額補正でございます。

次のページをお願いいたします。

4款1項1目一般会計繰入金でございます。こちらは728万7,000円の減額補正でござ

います。

下のページをお願いいたします。歳出でございます。

1款1項1目一般管理費37万円の減額補正でございます。こちらは執行残を減額補正するものでございます。

次のページをお願いいたします。

1款2項1目徴収費40万8,000円の減額補正でございます。内訳といたしまして、30万円の通信運搬費、減額補正でございます。こちらは執行残の減額補正となります。委託料10万8,000円の減額補正でございます。後期高齢保険料システム改修委託料、こちらは契約額残の不用額となりましたので、減額補正をするものでございます。

下のページをお願いいたします。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金680万9,000円の減額補正でございます。こちらは納付金の決定通知による減額補正でございます。

次のページをお願いいたします。

4款1項1目予備費40万円の減額補正でございます。こちらは歳入歳出の調整により減額補正を行うものでございます。

以上でございます。

○議長（榎川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第4号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号は可決することに決しました。

日程第 1 1. 議案第 5 号

○議長（櫛川 正男君） 日程第 1 1、議案第 5 号平成 3 0 年度うきは市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 住環境建設課でございます。補正予算書 8 5 ページをお願いいたします。

議案第 5 号平成 3 0 年度うきは市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）。

平成 3 0 年度うきは市の下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。繰越明許費、第 1 条、地方自治法第 2 1 3 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 1 表 繰越明許費」による。平成 3 1 年 3 月 1 日提出。うきは市長高木典雄。

次のページをお願いいたします。「第 1 表 繰越明許費」でございます。

2 款下水道事業費、1 項公共下水道事業費、事業名特定環境保全公共下水道事業吉井浄化センター水処理増設実施設計委託料でございます。金額については 3, 6 3 0 万円を予定しておるところでございます。今回の業務につきましては、吉井浄化センターの浄化設備の増設に伴う設計委託業務でございます。吉井浄化センターは現在、全体計画 3 系列の計画で、2 系列によります施設の運用を平成 1 4 年から供用開始をしておるところでございます。供用開始後 1 6 年を経過し、流入量の増加と今後の施設の改修時の能力確保のため、この業務を日本下水道事業団と 3 系列目の増設設計の業務委託を行っておるところでございます。今回の業務につきましては、既設の施設との連動する増設施設でありまして、現場の施設の精査及び老朽度などさまざまな調査検討を行っており、今回、実施設計の業務につきまして、工期内の竣工が難しく、今回、繰越明許の手續をお願いするものでございます。

説明は以上になります。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第 5 号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しま

した。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は可決することに決しました。

日程第12、議案第15号

○議長（櫛川 正男君） 日程第12、議案第15号教育委員会委員の任命についてを議題とします。

説明を求めます。市長。

○市長（高木 典雄君） 教育委員会のうち1名が平成31年5月23日をもって任期満了となります。山積する教育課題に適切に対処していくために、教育委員会委員に古賀公彦氏を任命することで提案をさせていただきたいと思っております。なお、古賀公彦氏の住所、生年月日、職業につきましては記載のとおりでございます。何とぞ御同意を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。11番、上野議員。

○議員（11番 上野 恭子君） お尋ねをいたします。

古賀公彦氏は、私、せんだって観光協会の法人の会員として出席をさせていただきました折に、あのときに、確実かどうかはわかりませんが、会長をお受けするのが古賀さんという方でしたが、この方と同一人物なのかどうかですね。

それと、もし同一人物でありました場合、教育委員それから観光の法人、またこの方は会社役員としてもお仕事をされているみたいですが、しっかりと教育委員としてお務めができるのかどうか、そこら辺をお尋ねいたします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 御指摘のまず観光協会について触れなくてはいけないんですが、観光協会については、先日、臨時総会が開かれて、今年度末をもって発展的解消をするということで、今の観光協会を廃止して、4月1日以降、新しい組織に移行するという話を受けております。そういう前提で、今、新しい組織の形態、体制について今、議論がなされているということであり

ますので、まだちょっと人事については私自身承知をしていないところであります。

なお、今、提案させていただいていますように、会社経営をなさっております。この古賀公彦氏は会社役員をなさっておりますけれども、現時点で4名の方が教育委員に任命させていただいているんですが、その4名のうち3名は事業経営をなさっている方とか、あるいは定職を持って働かれています方でございますので、定例の教育委員会は午後6時から開催をして対応しておりますので、私どもとしては、会社経営に支障がないような形でしっかりした教育委員会を設けたいと思いますし、また非常に教育に関しては大きな課題が山積しておりますので、この教育委員会がしっかり機能できるように、しっかり私自身としても見守っていききたいと、このように考えているところであります。

○議長（櫛川 正男君） 11番、上野議員。

○議員（11番 上野 恭子君） そうしましたら、時間帯も夕方からとかいろんな方向性から見て、この方が任期満了することができるのと見ての御指名と判断していいわけですね。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 御承認、御同意をいただければ古賀公彦氏、しっかり教育委員会の中で頑張っていただけるものと、このように思っておりますし、その活動に支障はないものと、このように判断をしております。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。8番、熊懷議員。

○議員（8番 熊懷 和明君） 今、上野議員が言ったのはそれと、何か私も聞いたんですよ。総会で次の代表のような挨拶をしたと。だから上野議員は、会社役員と教育委員の役員はできるだろうという報告だったんですけど、そのほうは受けないのかという話をしているんじゃないかなと思って、させないか受けさせならそれであれでしょうけど、受けるようになって、受けました、3つしきれのかって、そのところを伺ってるのかなと私は思いますので、もし受けてもやれますよとか、その判断を聞いているのかなと思いましたので再度お伺いします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 新年度の観光振興の新しい組織については、今まさに設立準備委員会の中で、その組織のありよう、あるいは体制について議論されていますので、ここで私のほうから答弁することはできませんが、仮に、もしそういうことになっても、この教育委員会の運営に支障がないようにしっかりした配慮をしながら取り組んでいきたいと、このように思っております。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑、5番、竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 竹永です。2点お尋ねいたします。

まず市長は、昨年1年間、定例の教育委員会がありました。平均的にどのくらいの時間でうきは市の教育に山積する課題に取り組まれたというふうに認識してあるのか。

それから2点目が、ここに書いてあります地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項をどのように理解してあるのかお尋ねいたします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 私自身が教育委員会の中に入ることはいないんですけども、議員御承知のように総合教育会議を私が主催しておりますので、その中には教育委員がメンバーでありますので、しっかり教育委員とうきは市の教育行政については議論をさせていただいているところがあります。

それから法的な根拠の捉え方ということでもありますけれども、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第4条の第2項及び第5項において、教育委員会、教育委員の任命が規定されて、その中で第5項については委員のうち、保護者である者が含まれるようにしなければいけないという規定があります。今回、任期満了になる方はまさにこの保護者枠の方でありまして、今、現時点で保護者の要件を外れておりますので、新たに古賀公彦氏は小学生のお子さんもおありというふうに聞いておりますが、新しい保護者の枠ということで提案をさせていただいているところでもあります。

○議長（櫛川 正男君） 5番、竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 私の質問が悪かったのかもしれませんが、教育委員会が平均どのくらいの時間開催されてるか御存じでしょうかというのが1点と、ここに書いてある、第5項は間違いないと思いますが、第2項をどのように捉えてあるのかということですので、第2項を読んでいただきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 今、手持ちに資料がございませんので、またしっかり御指摘を踏まえて確認をさせていただきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 5番、竹永議員。

○議員（5番 竹永 茂美君） 昨年度、教育委員会をほぼ傍聴させていただきましたけれども、短いときは30分前後、先日行われた分は1時間半を超えるというふうな状況でありました。ですから、いろんな仕事を兼業してあるということに対しては、やはり若干の疑義がありますので、教育委員会として仕事が十分なされるように市長のほうからもお伝えしたいと思います。

それから、第2項はこのように書いてあります。「委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有する者の中から、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命する」ということでもありますので、いろいろ人物については高い評価を私も個人的に聞いておりますけれども、今言われた分が実施されるよう、ぜひ取り組みをお願いしておきたいと思います。

以上です。最後は要望ですので、答弁があればお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 古賀公彦氏についての経歴は、資料として皆さん方にお渡しをさせていただいていると思いますが、今まで御幸小学校のPTAの会長であったり、うきは市のPTA連合会の会長、あるいは北筑後ブロックPTA連合会の会長、さらには福岡県のPTA連合会の会長も務められておまして、そういう功績が認められて、昨年度、平成30年度は、文部科学省のPTA活動振興功労者表彰も受賞されている方であります。非常に忌憚のない意見を述べるお方だというふうに承知しております。我々も緊張感をもって、この教育行政の取り組みを進めたいと思いますし、また重ねての答弁となりますが、今後、古賀公彦氏を同意いただけますならば、しっかりと、この教育委員会の運営が滞らないような、私からもしっかりと注視していきたいと考えているところであります。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） それでは、上野議員なり熊懷議員なりお話がありました。これは一応大事なことでございますので、私は今、提案されている古賀公彦さんに個人的な利害も何もありません。観光協会の総会等でお会いするぐらいのことしかございません。

ただ、先ほどから御答弁をお聞きしながら思ったのは、ちょっと事実だけ申し上げておきたいと思います。先般の全員協議会の中でも、市長は直接、観光協会と市長の関係というのはもう、民間ですから、任意ですからないのも十分承知した上で。総会に議員として伊藤議員もいらっしゃいますけど4人の――議長、私、上野議員と岩淵議員、4人が出席をさせていただきました。その中で、あの総会を振り返るに、非常にこのうきは市の創生戦略の一番先陣に行く事業体のこれを、組織体を解体して、新たな法人をつくらうとする大変な変革を会員の皆さんの臨時総会で決める、その流れそのものとか、その説明も含めて、非常にこれだけの大きな進化を図ろうとするような総会とは到底ちょっと思えないというのが私の実感であります。

それはそれとして、私がびっくりしたのは、総会の資料を持ってきてるんですけど、結果としていろいろありましたが、もっともらしいもっともな、いろんなことについてのいろんな質疑も展開されましたけど、結果的には賛成多数で観光協会は解体、解散すると。そして、財産の処分も可決されました。ここまでで終わるときゃよかったんですけど、なら今後どうするんですかという質問を、この組織表があるんですけどお尋ねしましたら、職員を3人雇用しますと。私は明確な記憶してます。それからあとは、新たな観光戦略のプロである方々を大体7人ぐらい確保して運営をしていくという答弁がありまして、そこで終わるかと思ったら、もう今度、代表になるであろう人、事務局長になるであろう人、なるであろうじゃなくて、もうなりましたと言わんばかりに挨拶があったんですよ。それにはちょっと私も、この総会を主導しているその人がこの古

賀さんなんですよ。当然、解散するということが議決したならば、次の質問があっても、今から検討していきますという回答が当然来ると思ったら、挨拶に私が代表であります、事務局でありますという挨拶が変わってしまったから、ちょっと啞然としましてですね。

私はこの古賀さんが、この教育委員になることについては何ら異論ありません。ただ、うきは市の一番戦略の真髄を行く観光協会の法人の代表になるというような話がもう、ほぼ明確に聞きましたから、ならば幾つもの職を兼ねてという上野議員からありました。ちょっと待てよと。そういう、こういう大きな事業を展開しようとするやさきの主導する人が、そういうやり方をするのは、到底考えられんです、今でも。だから教育委員でもその話を聞くと、ちょっと正直どうかという思いはするんですよ。ただそれはもう、私は教育委員になることは異論はありませんというふうに冒頭にしましたけど、ただ、新しい観光協会から進化した観光の法人にまでこれになるということについては、正直言って反対をいたします。これやったら、これは成功しない。それだけははっきり申し上げて、市長からの答弁を求めたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 22日の臨時総会については、ちょっと私が出席してなかったもので直接的なコメントはできないんですけども、御承知のように、観光協会の中において古賀公彦氏は、非常勤であります、副会長というナンバーツーの立場に立って、うきは市の観光振興にお骨折りをいただいております。今、議員のほうから教育委員会も重要だし、新しい観光組織も本当にうきはの今後の命運を分ける大きな組織だから、両方とも重要な話ですから、そのところが共倒れにならないようにというような御指摘であろうと、このように思いますので、そこはしっかり受けとめさせていただいて、うきは市長としてしっかり対応していきたいと、このように考えております。

○議長（櫛川 正男君） 13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） そういう答弁にならざるを得ないというふうに認識はいたしております。ただ、先般の全員協議会の中で市長はもう、白紙なんだということを明確におっしゃいました。ですから、私の言わんとする、ここでどうこうということは限界がありますから、教育委員とする、これも大変な要職なんですよ、教育を預かるですね。それに加えて云々というもの、自分のなりわいも持って社長さんとしてやっている。そう簡単な話じゃないというふうに思うんですよ。だから、本当にこの総会を主導するあのやり方さえ疑問が付きましますし、そういうことを考えるときに、でしたら、私ならば片方断るとか、そういう、本当はそうあるべきだと思うんですよ。何もかもじゃなくて。それは精魂込めて何かをやろうとするものに、みずからが選択していただきたいというふうに思うわけでありまして、市長に確認したいのは、いろいろ私は事実を申し上げましたけども、市長は出席してませんから間接的な話ですから、これは真っさら

ということで、そういうことも私が発言することも含めて十分考慮しながら、その体制を、法人のほうをやっていくという確認の答弁をいただいて終わりたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先週22日の臨時総会の決議を受けて、今、まさに新しい組織づくりのための設立準備委員会が開催されて、議論がされていると、このように承知をしているところがあります。

○議長（櫛川 正男君） 13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） 同じことでもありましようけど、ちょっとここは大事なところですから。市長は先般の全員協議会で、もう白紙だと、今。だから真っさらから、これは市長の権限じゃないにしても、側面からその辺は、事業主体はどうしても市長のかかわっていくことでありますから、その辺をはっきりしないと、だらだらとそういうふうになったときにはもう、私は、皆さんも同じ考えだろうと思うんですけど、責任持てませんから。本当に今から新たにやるんだという市長の思いをきちんとここで確認の意味で答弁いただきたいというのが私の問いたいところでございますので、しかるべくお願いをいたします。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） まさに新しい組織のありようについては今、議論をしている最中でございますけれども、法人化のほうに持っていこうというのははっきりしているんですが、法人化の中で株式会社とか、あるいは社団法人とか財団法人とかいろんな手法があるんですけれども、1つははっきりしていることは、うきは市が出資するような株式会社という方向性は全然考えておりません。そうすると、どうしても組織が行政から離れたところの民による組織になりますので、その人事にどこまで私に関与できるかというのは、いろいろ問題があろうかと思うんですが、いずれにしても、今までの観光協会との関係を考えますと、私どもが今回の31年度の一般会計の当初予算も新しい組織に委託することを前提に御提案させていただいていることを考えますと、そういう意味合いで、うきは市長としてしっかりそこは意見を申すというか、そういうことはあろうかと思いますが、最終的に人事まで立ち入るということは、なかなか明確に申し上げることはできないのかなと思っています。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑。12番、伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） 黙っとうち思いよったばってんが、観光協会の話が出たけん言います。

この古賀さんの今、経歴は聞かせてもらいました。PTAをかなり長くやって、教育委員は適任だと思います。しかし観光のは、この前、全協の中で申しましたが、やっぱり観光に重点を置くなら、専任で動く人間をとという要望を私は出しておりましたが、その辺はどのように考えてま

すかね。民間の団体に口は出されんということだろうと思いますが、今まで観光協会の副会長をしよったなら、観光協会はもう今度は解散したけん、副会長は関係ないと思いますが。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） まさに設立準備委員会の中で新しい組織のありようを今、議論しているわけですから、ここでこうなりましたというのは、まだ申し上げる段階ではないということと、やっぱりいずれにしても組織というのは一般論でございますが、トップの方が常勤の場合もあるし非常勤の場合もある。今、伊藤議員が御指摘されているのは、そういう動ける人間ということであるならば、トップではなくていろんな組織の中で動ける人間、そういうことはしっかりうきは市長としてもそれは提言させていただきますし、またいろいろアドバイスもしていきたいと、このように思っております。

今、議論がなっている古賀公彦氏については、今まで非常勤の副会長でありましたし、間接的に聞くところによりますと、22日の臨時総会は、そういう今の観光協会の会長に成りかわってというような立場での話なんかもされたというふうに聞いておりますので、そういう面で行くと、非常勤としてのありようで22日お話しされたんではないかなと、このように思っていますので、そういうこともしっかり私は頭に入れながら、この設立準備委員会の中で私も参画をして、いろいろ御意見を申し上げたいと、このように思っています。

○議長（櫛川 正男君） 12番、伊藤議員。

○議員（12番 伊藤 善康君） 設立準備委員会の音頭をとるのはよかですよ。元副会長しよったけん。多分私の要望には沿わんとやなからうかち思います。役職多過ぎる。もうちょっとフリーな方、もうちょっと分けてよかとですよ。専任でやってくれるごた人を私は希望します。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 一般論なんですけれども、ずっとそれに携わっているという専任という意味合いでいきますと、いろいろバランスを考えなくてはいけないと思っています。なかなか1人の生身の人間が幾つも幾つも専任的な仕事というのはできないと思いますが、一方、ある組織が、例えば非常勤で大所高所からいろいろ組織を引っ張っていくという形でいきますと、まさに今回、新しい観光組織というのはオールうきはといいますか、全ての産業にまたがることを総括した中でいきますと、私自身、この教育という要素も大きな一種の観光資源と言ったら誤解を呼ぶかもしれませんが、オールうきはの1つとしてこの教育というのがあって、そういう中で、例えば御同意をいただきますならば、教育委員の中で教育の議論の中で新しいオールうきはの観光振興にどう寄与していくかという、そういう相乗効果というのものもあるんじゃないかと、このように思っているところであります。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。7番、鎌水議員。

○議員（7番 鍵水 英一君） 関連でございますがね。今の観光協会の話に進んでおりますけれど、本当は教育委員候補者の名前の決定でございますが、これは2月1日に副市長より資料をいただいております。これ見ますと、学歴は市長の後輩になると思いたすね。私自身、商工会のほうで十何年一緒に行動してまいりました。彼の人間性を言えば、文句ある点ではありませんがね、これは任期が5月でしょう。5月24日か23日じゃないかな。ということで、本日この13名の議員の中でほとんどがまだ不信に思っていると思うんですよ。きょう、急いで可決するよりも、本定例会中ではいけないですかね。それで市長も、その観光協会のことも調べていただいて、本人を確認していただいて、両方とも頑張りますという結果が出れば、もう議会のほうも納得すると思いたす。いかがですか。

○議長（櫛川 正男君） 取り下げることはいかぬかと。わかりました。じゃあ、ここで暫時休憩といたします。どうしましょうか。13時30分より再開します。

午後0時11分休憩

午後1時42分再開

○議長（櫛川 正男君） 再開します。

ここで市民生活課長より発言の申し出がっておりますので、これを許可します。市民生活課長。

○市民生活課長（松岡 美紀君） 岩淵議員のほうから国民健康保険事業の特別会計の折に特定健診の受診率と対策についての御質問がありました。こちらのほう、予算は国保年金係のほうで持っておりますけれども、事業そのものは保健課のほうでやっておりますので、保健課の原課長のほうから回答をさせていただきます。

○議長（櫛川 正男君） 原保健課長。

○保健課長（原 廣正君） 特定健診事業を実施しております私のほうから岩淵議員の質問につきましてはお答えをさせていただきたいと思いたす。

まず、受診率でございますけれども、数値が確定しているもので最新のは、平成29年度が38.6%で確定をいたしております。5年前の平成24年度が42.5%ございましたので、この5年間で4%弱受診率は下がっております。県内60市町村の順位で申しますと、5年前が8位ございましたのが昨年度20位に順位を下げております。ただし、30%の中盤から40%の前半、この七、八%の間に県内60市町村のうち約半数の30市町村がひしめいておりますので、一、二%率を落とすだけで順位もかなり下がるような状況でございます。

それから、受診率向上に向けた対策でございますけれども、これまで行っておる対策としては、現在35日間健診を実施しておりますけれども、その3分の1以上に当たります12日間、現在、

土日の実施をいたしておりまして、受診しやすい環境づくりには努めております。それから、地道な活動になりますけれども、未受診者への受診勧奨も毎年行っております。それから、特定健診につきましては、個別医療機関での受診が可能ですので、市内の医療機関のほうにも先生方のほうに御協力のお願いを毎年させていただいております。

それから先月、うきは市の健康づくり推進協議会というのが開催されまして、そこでこの特定健診の結果とか、それから現在行っている対策とか、いろいろ御報告を申し上げて、委員さん方からいろいろな受診率向上に向けた御意見を頂戴いたしております。委員の中にJAとか商工会のほうからも御就任いただいておりますので、今後は市内の事業所、団体等との連携をした取り組みについても検討をしていきたいというふうに考えております。

それからここ数年、受診率が向上しております県内の自治体がございます。広川町とか飯塚市、それから近くでは大刀洗町が受診率をかなり向上させておりますので、そのあたりについても現在、係のほうでどういった取り組みをして結果が出たかというのを参考にさせていただきたいと思ひまして、今、調べているところでございます。

以上でございます。

○議長（**櫛川 正男君**） それではお諮りします。議案第15号教育委員の任命については、ここで質疑を中断したいと思います。質疑の再開日を最終日3月20日にしたいと思います。御異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 異議なしということで、3月20日に議案第15号は審議をいたしますのでよろしく願いいたします。

日程第13. 議案第20号

○議長（**櫛川 正男君**） 日程第13、議案第20号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更についてを議題とします。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（**田箆 正規君**） 総務課長の田箆でございます。よろしく願いいたします。

議案書10ページをお開きください。

議案第20号福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、平成31年3月31日限り福岡県市町村職員退職手当組合からふくおか県央環境施設組合、飯塚市・桂川町衛生施設組合、浮羽老人ホーム組合及び東山老人ホーム組合を脱退させ、平成31年4月1日から福岡県市町村職員退職手当組合に、

ふくおか県央環境広域施設組合を加入させるとともに、福岡県市町村職員退職手当組合同約を別紙のとおり変更する。平成31年3月1日提出。うきは市長高木典雄。

提案理由でございます。平成31年3月31日限りでふくおか県央環境施設組合、飯塚市・桂川町衛生施設組合、浮羽老人ホーム組合及び東山老人ホーム組合が解散されること、また平成31年4月1日からふくおか県央環境広域施設組合が、新規設置により福岡県市町村職員退職手当組合に加入することに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を増減し、福岡県市町村職員退職手当組合同約を変更する必要があるため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次のページ、11ページをお開き願いたいと思います。なお、説明につきましては、お手元に配付させていただいております新旧対照表に基づきまして説明をさせていただきます。それでは、新旧対照表の1ページをお願いいたします。

別表の第1第2条関係でございます。こちらは福岡県市町村職員退職手当組合の構成団体を示すものでございます。こちらにつきましては、規約変更前の82団体から規約改正後は79団体となり、3団体減ることになります。増減の内容につきましては右側、現行となりますが、中ほど嘉穂郡のふくおか県央環境施設組合、飯塚市・桂川町衛生施設組合、下のほうになります、その他の浮羽老人ホーム組合及び東山老人ホーム組合の解散に伴う脱退と、左側になります改正案でございますが、中ほど、嘉穂郡のふくおか県央環境施設組合及び飯塚市・桂川町衛生施設組合が一部組合を統合し、新たに設立される、ふくおか県央環境広域施設組合が本組合に加入することによるものでございます。

次に、新旧対照表の2ページをお願いいたします。別表第2第5条関係になります。

こちらにつきましては、退職手当組合の議員の選挙区及び定数の関係でございます。定数に変更はございませんが、先ほど申し上げましたとおり、第1区の浮羽老人ホーム組合、第2区のふくおか県央環境施設組合、飯塚市・桂川町衛生施設組合、東山老人ホーム組合の解散に伴う脱退と、同じく第2区のふくおか県央環境広域施設組合が新規設置による加入を反映したものとなっております。

議案の11ページにお戻りいただきたいと思います。

附則となります。この規約は平成31年4月1日から施行する。

説明は以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第20号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は可決することに決しました。

日程第14. 議案第21号

○議長（榎川 正男君） 日程第14、議案第21号浮羽老人ホーム組合の情報公開・個人情報保護審議会に関する事務の委託の廃止についてを議題とします。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（田箆 正規君） 議案書12ページをお開きください。

議案第21号浮羽老人ホーム組合の情報公開・個人情報保護審議会に関する事務の委託の廃止について。

地方自治法第252条の14第2項の規定により、平成31年3月31日限り、浮羽老人ホーム組合からの情報公開・個人情報保護審議会に関する事務の受託を廃止する。平成31年3月1日提出。うきは市長高木典雄。

提案理由でございます。平成31年3月31日限りで浮羽老人ホーム組合が解散されることに伴い、同組合からの情報公開・個人情報保護審議会に関する事務の受託を廃止することについて同組合と協議をするため、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

改正行政不服審査法が平成28年4月1日より施行されたことに伴い、一部事務組合を含む全ての地方公共団体に不服審査に係る第三者機関を設置することが義務づけられております。一部事務組合であります浮羽老人ホーム組合におきましても、情報公開・個人情報保護審議会の設置が必要となったことで、同組合の要請により、地方自治法第252条の14第1項の規定により、その構成団体であるうきは市が情報公開・個人情報保護審議会に関する事務を受託してきており

ます。このたび平成31年3月31日限りで浮羽老人ホームが解散することとなりますので、情報公開・個人情報保護審議会に関する事務の受託の廃止について同組合と協議を行い、協議が調った後に議案書の13ページになりますが、事務委託の廃止に関する協議書の締結を行った上、福岡県知事に届けを行うこととなっております。

説明は以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第21号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は可決することに決しました。

日程第15. 議案第26号

○議長（櫛川 正男君） 日程第15、議案第26号うきは市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（田籠 正規君） 議案書27ページをお開きください。

うきは市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてであります。議案の朗読は省略いたします。

次のページ、28ページをお開きください。固定資産税の納税者は、固定資産税に係る固定資産について、固定資産課税台帳に登録された価格について不服がある場合は、第三者機関である固定資産評価審査委員会に審査の申し出をすることができるようになっております。審査申し出

人は、審査委員会に關係書類の閲覧または当該書類もしくは資料の写しの交付を求めることができるようになっており、この規定による交付を受ける審査申出人は、条例で定めるところにより、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならないと地方税法に定められております。

うきは市では、本条例で手数料を1枚当たり白黒20円、カラー80円と定めておりますが、国の行政機関では1枚当たり白黒10円、カラー20円と定められております。近隣自治体と比較しましても、うきは市は高い金額設定となっており、今回手数料を見直すものでございます。

新旧対照表で説明をさせていただきたいと思っております。3ページをお願いいたします。

第10条の第1号になります。これまでは複写機により出力した書類につきましては、1枚当たり白黒が20円、カラーが80円を手数料としておりましたが、今回白黒を10円、カラーを30円にするものでございます。2号につきましては、印刷機——プリンターになります。印刷機を使用し出力した書類につきましては、1枚当たり20円を10円に改定するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） 細かいことのように思いますが、20円を10円ということは半分ですよ。80円を30円という、これはいつ気づいてそういうふうな、この近隣の価格との差がいつごろから発生しよったということなんですか。なぜ今、気づいてこういうことになったと思うんです。その経過なりをお尋ねいたします。

○議長（櫛川 正男君） 田籠総務課長。

○総務課長（田籠 正規君） 今、御質問のこれまで近隣団体との差が大きかった部分についてでございますが、いつごろからというのは、大変申しわけございませんけど把握はできておりません。今回、近隣の状況でございますけど、白黒ではほぼどこでも10円となっております。カラーにつきましては、20円から60円とちょっと幅広がっているところでございます。今回、うちのほうで改めて今回の見直しについて精査をさせていただきまして、コピー機の料金から勘案いたしまして、実費以内というふうに決められておりますので、その数値を勘案いたしまして、今回の改定とさせていただいたところでございます。大変申しわけございませんけど、いつごろからこれだけの金額の差があったかについては把握しておりませんので、申しわけございません。

○議長（櫛川 正男君） 13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） かなり早くからそのずれがあったような気がするんですが、それはわからないということですが、もう一つは、ほかのコピー料金との整合がどうなっているの

か。これだけの話で議案があつてますが、それをお答えください。

○議長（櫛川 正男君） 田箆総務課長。

○総務課長（田箆 正規君） コピー代の件につきましては、今回の条例改正以外に情報公開条例及び個人情報保護条例に基づきます写しの交付規定——規則で決められておりますコピー料金がございます。そちらにつきましても、今回の条例改正に合わせて同額の規約の改正を行わせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） ほかの規定等との整合で、片や規則の規定、これは条例ですね。これもまた変動があれば、規則に落とされるという裏返しでもありますね。その辺は条例でコピー料を掲げている。片や規則に委任している。この二通りがありますよね。その辺も整合とらないかとやないですか。わあわあ言うつもりもありませんけど、その辺を気づきましたから、お答えください。

○議長（櫛川 正男君） 田箆総務課長。

○総務課長（田箆 正規君） 確かに議員指摘されますように、片や条例、片や規則ということになっております。また、その辺は整合性をとったほうがいいかと思っておりますので、機会が——段階で、また見直す段階で改正をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第26号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号は可決することに決し

ました。

日程第16、議案第27号

○議長（櫛川 正男君） 日程第16、議案第27号うきは市少人数指導特別教員条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長（権藤 精二君） 学校教育課の権藤でございます。それでは、議案書の29ページをお開きください。

うきは市少人数指導特別教員条例の一部を改正する条例の制定について。議案の朗読は省略いたします。

次のページ、30ページから32ページ及び別紙の条例新旧対照表の4ページから6ページのほうをごらんになってください。

昨年12月20日、福岡県議会平成30年12月定例会において、福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例等が改正され、12月25日に福岡県教育委員会からその内容の通知を受けました。このことを受けて今回の改正を行うものです。

適用につきましては、平成30年4月1日から適用を行います。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） 2点お尋ねします。

まず、この少人数学級特別教員が2名だったように記憶しているんですが、その人数で間違いないかが1点。

それから、今、説明がありましたとおりに県議会で12月20日に可決して、25日に通知があったという説明をいただきました。この改正を考えるときに、職員の皆さんも、これはちょっとおくれますよね、県議会の議決が必要ですから。遡及適用で去年4月までさかのぼって適用されるのはそれは同等ですけど、ここまで待たせないかんのかな。これこそ専決処分に値する事案ではないかというふうに思うんですが、その2点お答えください。

○議長（櫛川 正男君） 権藤学校教育課長。

○学校教育課長（権藤 精二君） 1番目の質問でございます。少人数加配での教員は2名でございます。福富小学校の1年生と御幸小学校の2年生で、現在この対象になる教員がおるところでございます。

それと2番目の質問で、待たせないかんということで大変私たちも気の毒になってますけども、

現在のところ、12月議会にはどうしてもこれが間に合わないということで専決のほうも考えたんですけども、今回はこういう形で対応させていただきました。

○議長（櫛川 正男君） 13番、江藤議員。

○議員（13番 江藤 芳光君） これは学校教育課長よりも総務課長にお聞きしたほうがいいですね。ほかの県下の自治体も一緒だと思いますが、専決をやって皆さんとおくれをとらないような配慮というのはしてないんですか。でないと、私たちも期末手当の人勧に基づきやって、職員の皆さんも議会の時期にちゃんとする。でも、お二人とはいえど、ここまで待たせにゃんかという、その辺の配慮があってしかるべきというふうに私は思うんですが、いかがですか。

○議長（櫛川 正男君） 田箆総務課長。

○総務課長（田箆 正規君） 御質問の件でございます。今回、支給について3月末になってしまうんですけど、理由といたしましては、賃金のシステムがどうしても年末調整で差額支給の、そういう処理が12月と3月しかできないシステムになっております。12月にはもう間に合わないということで、結果的に3月の処理になってしまいまして、3月であれば3月議会での議案として提出すべきであろうということで今回、提出をさせていただいた経過がございます。システムの改修等、また可能であれば考えて、またそういう早目の支給ができるかどうか検討させていただきたいと思います。

よその自治体の例についてはちょっと把握しておりません。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第27号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号は可決することに決しました。

日程第17. 議案第28号

○議長（櫛川 正男君） 日程第17、議案第28号うきは市立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長（梶原 康宏君） 福祉事務所梶原でございます。議案書33ページをお願いいたします。議案の朗読は省略させていただきます。

うきは市立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。次のページ、34ページをお願いいたします。新旧対照表につきましては、7ページをごらんください。

平成31年4月1日からのうきは市立若葉保育園の民営化によりまして、第2条の表うきは市立若葉保育園の項を削除するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第28号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号は可決することに決しました。

日程第18. 議案第31号

○議長（櫛川 正男君） 日程第18、議案第31号うきは市火葬場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（松岡 美紀君） 市民生活課長松岡でございます。議案書の39ページをお願いいたします。議案の朗読は省略させていただきます。

次のページをお願いいたします。あわせて新旧対照表は10ページをお願いいたします。

今回の改正の理由といたしまして、消費税増税に合わせた使用料の見直しをする際に消費税法第6条及び消費税法基本通達において、非課税とされている火葬に係る費用を規定した本条例の別表備考に消費税に係る記載がなされているのが判明しましたので、備考を削除するものでございます。

施行日は公布の日からということでございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。7番、鏈水議員。

○議員（7番 鏈水 英一君） これは消費税の問題ですが、簡単に申しますと、今までは計算書、表がありますが、そういう項目は頭に入れなく金額は決めていたのか。それとも消費税を含んだ金額の査定として入れていたと。それをお聞きします。

○議長（櫛川 正男君） 松岡市民生活課長。

○市民生活課長（松岡 美紀君） この条例が制定されましたのが、新しく27年4月から利用が開始された今の現火葬場の使用料についての制定をした部分でございます。この前の旧の条例を見ていると、消費税に関する項目というのは入っておりません。確かに使用料の算定をする際には、火葬に係る分と色々な経費を含めたところで多分算定はされてあると思います。この使用料自体はですね。その中でももちろん消費税が関係してくる部分もございまして、その分を全部含めたところで経費としてから使用料を決めてるものでございまして、ただ今回、火葬料というような項目でいきますと、消費税法にのっとっていくと非課税ということになりますので、この備考を削除するというようなことにしたものでございます。

○議長（櫛川 正男君） 7番、鏈水議員。

○議員（7番 鏈水 英一君） だろうということですけどね、これ、火葬代だけがこの対象になるということですかね。火葬料のみですかね。ほかのは消費税はかかるけど、火葬料のみを削除するということですか。

○議長（櫛川 正男君） 松岡市民生活課長。

○市民生活課長（松岡 美紀君） この条例で一応規定されているのが火葬料だけということになりますので、そのほかに室料とかそういうものはございませぬので、火葬料だけです。

○議長（櫛川 正男君） 中野企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 補足して説明をさせていただきます。

平成25年12月議会で5%から8%に消費税が上がる際の条例改正を議案として提案しておりますが、その中でも火葬場条例に関しましては、非課税という取り扱いで金額の変更はいたしておりません。その時点においてもですね。文言について記載誤りがあったということで、今回、削除させていただいております。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第31号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号は可決することに決しました。

日程第19. 議案第32号

○議長（櫛川 正男君） 日程第19、議案第32号うきは市使用料条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

ここで市長より議案第32号について、議案の一部訂正をしたいとの許可願いが提出されました。市長の訂正理由の説明を求めます。高木市長。

○市長（高木 典雄君） 議案に一部誤りがございました。大変申しわけございませんが、議案第32号の訂正をお願いいたします。

うきは市使用料条例等の一部を改正する条例の第2条から第19条において、別表等を全部改める規定がございますが、一部文言が抜け落ちておりましたので、別紙で配付させていただいたとおり訂正をお願いするものでございます。お手元に新しい議案書をお配りしているかと思いますが、この中の朱書きのところを目を通していただければと思います。

第2条から第5条及び第7条から第19条の訂正の内容は、別表等を全部改正する規定をしている部分におきまして、別表を次のとおり改めると規定しておりますが、別表には備考部分があるものとないものがございます。今回の改正では備考の改正はございませんので、表のみを改正することとしており、別表の備考以外の部分を次のとおり改めると、このように表現を訂正させていただくものでございます。

また第6条につきましては、表の備考に該当する部分が、表記が備考となっておりませんので、第6条については、備考以外の部分とは規定をせずに、備考に該当する部分を含めて改正する規定に訂正をお願いするものでございます。本当に申しわけありません。今後、このようなミスがないように気をつけて対応させていただきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（櫛川 正男君） お諮りします。ただいま議題となっております議案第32号の訂正について、うきは市議会会議規則第20条の規定により、これを承認したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号の訂正については、これを承認することに決しました。

それでは説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） それでは、議案書の41ページをお願いいたします。

議案第32号うきは市使用料条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。

42ページ以降に改正条文を記載しておりますが、本年10月からの消費税増税に伴いまして、うきは市使用料条例を初め各種施設等の使用料関係条例、全20条例の改正を行うものでございます。議案書42ページ第1条につきましては、うきは市使用料条例の改正でございます。この使用料条例は、行政財産の使用を許可した場合に、使用者から徴収する使用料について必要な事項を定めた条例になります。

ここで新旧対照表の11ページをごらんいただきたいと思います。

第6条建物使用料算定基準の消費税率につきまして、100分の108を100分の110に改正をし、別表中12ページの自動販売機等のうち屋内に設置するものについて、2,160円を2,200円に改正するという内容になっております。土地の譲渡であるとか貸し付け及び土地の上に存在する権利等については、消費税法の規定によりまして非課税とされております。その他の使用料については、改正は生じないということになっております。

次に、新旧対照表の13ページをお開き願います。13ページからは、うきは市自治組織条例の新旧対照表でございます。この中で基本的な考え方の部分を若干御説明を申し上げたいと思

ます。

一番上の御幸コミュニティセンターのところを見ていただきますと、240円は250円に10円アップをしておりますが、370円については変更がございません。これにつきましては、消費税5%時の税抜き価格を基準にして税込み価格を算出していることから生じておるものでございます。具体的に申し上げますと、240円の消費税5%時の使用料は、同額の240円でございます。この時点での税抜き価格は229円ということになります。229円に8%を上乗せした場合の価格は247円で、10円未満を切り捨てているために改正なしの240円となっております。10%上乗せした価格は251円になりますので、今回10円のアップが生じております。

一方370円は、消費税5%時の使用料は360円でございます。この時点での税抜き価格は343円ということになります。343円に8%を上乗せした価格は370円となりましたので、この時点で10円アップをしております。10%を上乗せした価格は377円になりますので、今回については改正が生じないというようなことになっております。

このように消費税5%時の税抜き価格を基準に10円未満を切り捨てて算出をしておることから、このようなケースが生じてまいりますことを御理解いただきたいというふうに思っております。

なお、うきは市自治組織条例に限りまして、一部料金そのものを見直した部分がございます。新旧対照表の13ページ一番下の山春コミュニティセンターの調理室の部分でありますとか、15ページの上段の江南コミュニティセンターの2階会議室など、4カ所がそれに該当しております。これにつきましては、会議室等の施設使用料基準表に基づきまして改めて確認をしたところ、施設内、施設間の均衡にバランスを欠くものがありましたので、自治協議会連絡会でも説明を申し上げた上で、御理解をいただいた上で改正を行うこととしたものでございます。

議案書の44ページの第3条うきは市立小中学校施設の開放に関する条例の一部改正から以降につきましては、増税分の消費税を添加させていただくものになっております。

議案書の59ページになりますが、この条例の施行日は平成31年10月1日となっております。なお、附則の中で施行日の前日までに許可を受けたものについては、改正前の使用料とする旨の経過措置を設けているところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。6番、岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） 改めて消費税のことについてお尋ねをいたします。

今回、一括で各種の料金の改定ということになっております。それぞれ料金によってはパーセ

ンテージが違っていると。その経過は今、課長のほうから御説明があったということでもあります。

それで、今回の改正に基づく根拠について改めてお尋ねします。

何でかという、まだまだ消費税実施という段階について明言が、必ずしも閣議決定しているわけではなくて、過去の2016年に社会保障との関係も含めて改革をするよという法案の条例が制定されて、2016でしたかな、たしか。それだったと思いますので、それ以降、何度か中止したという経過もあります。そういう流動的な側面があるのに、改めてこの3月議会で出されている。そして、近隣のところはまだその条例案の改正がなされていないというふうにも伺っております。3月に改めて決める理由、法的根拠について御説明いただけたらありがたいと思います。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 中野企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 今回、平成31年度の当初予算の策定に当たりまして、まず歳出面におきましては、当然、予算不足を生じることはいけませんので、消費税が10月1日で10%に引き上げになるということを前提に予算組みをさせていただいております。それに伴いまして、では、その歳入のみ消費税は引き上げにならないところで計上ができるのかというところを考えてみましたところ、やはりこれは歳出と同じように、歳入においても消費税は10月1日引き上がる予定のところでは予算を組むべきではないかというふうに考えました。そういった予算を組む上においては、各種施設の使用料条例に関しても、やはり3月議会に上げるべきではないかというふうに判断をいたしまして、近隣の状況を確認しましたところ、上げるところ、上げないところ、それぞれございました。しかしながら、そういうことを総合的に勘案すれば、やはり上げるべきであろうということで、今回上げさせていただいております。

○議長（櫛川 正男君） 6番、岩淵議員。

○議員（6番 岩淵 和明君） 今回の消費税の引き上げについては、いろいろ話があるのでわかりにくいというのが実態だと思います。今回の料金の改定について言えば、さっき課長のほうから御説明されたように、過去の経過5%に引き上げたときにどういうふうに設定したかとの関係でそれぞれあると思う。例えば、2,000円の料金が2,100円になっているとかというのも含めてあるわけですね。

それから、議案はまた別になりますけれども、ほかに個別議案としてそれぞれ体育館だとか施設の利用に当たっては、それぞれまた改定されている部分、提案されております。案件としてはあります。そういう意味では、市民の皆さんにどういう形で御説明するのか。ただ告示を10月1日前に案内して、どういうふうに進めるのか。ちょっとその辺、市民にわかりやすく説明するのにどういうふうに進めようとしているのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 中野企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 今回の改定に当たりましては、公営企業に係るものを除いて、基本的に2%の消費税増税分を添加するというので、それに伴う引き上げは行っておりません。ただし、この後、また出てきます手数料条例の中で、ごみ袋の関係は出てまいりますけども、こういった消費税以外で引き上げになるものというのは、きちんと市民の皆様にも広報紙なりを通して周知をさせていただく必要があるかと思っております。

あわせて、その2%添加をする部分についても御説明を申し上げていきたいというふうに、周知を図っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第32号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号は可決することに決しました。

日程第20. 議案第33号

○議長（櫛川 正男君） 日程第20、議案第33号うきは市立自動車学校教習料等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。自動車学校長。

○自動車学校長（高木 慎君） 自動車学校の高木でございます。よろしく申し上げます。

それでは、議案書の61ページをお願いいたします。

うきは市立自動車学校教習料等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてございま

す。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは議案書の62ページと、お手元の新旧対照表は40ページをお願いいたします。それでは、新旧対照表の40ページをごらんください。

うきは市立自動車学校教習料等に関する条例の新旧対照表でございます。第10条の100分の8を100分の10に改正するものであります。消費税の改定に伴います料金の改正となっております。

なお、この条例は平成31年10月1日から施行することとなっております。よろしくお願ひします。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第33号については委員会付託を省略したいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案第33号は可決することに決しました。

日程第21. 予算特別委員会の設置について

○議長（櫛川 正男君） 日程第21、予算特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。平成31年度うきは市一般会計予算の審査を行うため、議員全員による予算特別委員会を設置したいと思ひますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議員全員による予算特別委員会を設置することに決しました。

お諮りします。予算特別委員会の委員長及び副委員長の選出については、議長の指名推選にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 異議なしと認めます。したがって、議長の指名推選で行うことに決定します。

予算特別委員会の委員長に13番、江藤芳光議員、副委員長に9番、中野義信議員を指名して決定いたします。

日程第22. 予算特別委員会への議案審査付託

○議長（**櫛川 正男君**） 日程第22、予算特別委員会への議案審査付託を議題とします。

お諮りします。議案第6号平成31年度うきは市一般会計予算を予算特別委員会へ審査付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（**櫛川 正男君**） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号平成31年度うきは市一般会計予算を予算特別委員会へ審査付託することに決しました。

日程第23. 陳情の委員会付託

○議長（**櫛川 正男君**） 日程第23、陳情の委員会付託を行います。

今まで受理した陳情は、お手元に配付の陳情文書表のとおり、会議規則第86条の規定によって所管の委員会に付託をします。

○議長（**櫛川 正男君**） 以上で本日の議事日程は終了しました。

本日はこれで散会します。

連絡します。あす3月2日から3月3日までは休会とし、3月4日、本会議を開き、一般質問を行います。

以上です。

○事務局長（**石井 良忠君**） 起立、礼。お疲れさまでした。

午後2時41分散会
